



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100





序 文

本土改良区はその根源を有志の發起、由合、協定等により呱呱の声をあげ初めて水利土功会を作ること成功し、次で普通水利組合を組織する迄成長して漸く期待の体形を整へ、更に土地改良区として新なる發展を為し得たのである。しかしながらその間有志、發起人諸氏は当初より幾多の困難に遭遇し計画の挫折すること屢重なり、その為め心労の余り遂に病床に倒れて再起することが出来ず惜しくも世を去る人或は狂人扱をされ又は一部反対者のため手段を選ばぬ迫害の浮目を見る等の犠牲者を出しその労苦の様は到底筆紙に尽きず、しかしながら有志發起人等はこれに屈する事なく志を愈々固くして一丸となつて、自己の安否を顧みず、次々と起る苦難を克服して、漸く用水取入の願望を達したのである。午年震災、戦災等幾多の災害にも事業を継続きたる組合員一同は協力してこれを棄切り遂に今日の輝やかしい土地改良区として、後世に残したのである。

顧みれば昔時この計画の樹立に當つては当時の県知事および所轄郡長の格別な協力を願ひ又調査、設計等にも是又一段の御尽力を煩わしたのであるが愈々起工に際しては現在の如く機械力に頼ることができず全くの人力に依存したのみ、しかも経費は不十分にして時に有志、發起人の自己負担の場合すら多かつた、にもかゝらずこの大事業を成し遂げて頼りがなかつた事については只々驚嘆の外なく、その偉大なる業蹟はさんとして後世に輝き関係者一同感激あるのみ、この苦心の結晶たる現在の土地改良事業の起源、経緯等をその儼然木となすことは故人、功労者の霊に対して忍び得ぬところであるのみならず后世人にこれを伝えることは私共これを引継きたる者の義務と考へ敢て、「沿革史」として刊行したのである。

しかし乍らこの刊行計画に際しては編纂に最も必要な諸資料は残念ながら戦災によつて焼失した、ここにおいて土地改良区は当時の理事長、役員等の協力により各方面より資料の蒐集につとめ、昭和二十六年に到り同年及二十七年の二ヶ年に亘り、森善一氏を煩わして昭和二十七年迄の編纂を完了し、(同氏の著書参照せられたい)その後の経緯も追加挿入して今度これを刊行し得たのである、希くば事業の生立ち、先人および功労者の苦心功績並びに事業運営の状況を記録したこの、「沿革史」を熟読、且永久に保存あらん事を、この「沿革史」刊行に当り何かと御協力を煩わした各方面

の方々に深甚な謝意を表するものであります。

昭和四十年八月

各務用 水 土 地 改 良 区

理 事 長 坂 井 義 平

緒 言

- 一、本書の編纂資料は戦災で灰燼に帰したが、昭和二十六年組合の委嘱に依り資料の蒐集をなし執筆したもので、約二ヶ年の日子を経過した。
- 一、本書の資料は組合功労者横山忠三郎翁が用水成功式に際し当時の郡長の懇請に依り認めた「記念碑撰文」の参考書および大正七年七月七十一歳の時、思ひ出を書いた「各務用水に関する経歴書」ならびに、組合功労者岡田只治翁が明治三十四年三月認めた「各務用水路起業願末上申書」、同じく功労者後藤小平治氏、由上宮之壘氏等の所蔵関係文書、県所蔵文書等に拠つたものも少なくなかつた。
- 一、特に横山家の文書中「創業当時の目録見帳」などが殆んど全部揃つていたため創業工事が明瞭となり、また県庁文書により濃尾震災の復旧工事の全貌が明らかになつたことは特筆すべきものである。
- 一、また遺憾の至りに堪えぬことは、外見村外九ヶ村用水路開鑿組合聯合村会時代および普通水利組合時代における職員は一部を除いて不明であり、更に当時の予算についても亦同様であつたことである。
- 一、本文書中には敬称を一切用いなかつたことは行文の関係から他意はないからこの点を明かにして御諒承を請う次第である。

昭和二十九年九月



地区一般平面图 1:5000

[Faint, illegible text on the right page, possibly bleed-through from the reverse side.]



地区一般平面图

凡	○	施設物設置之所
	—	用水路
	○	受益地域

1:50,000

功勞者及役員、職員

(1) 功勞者（用水路開鑿並実施指導者）：功勞者として岡田、後藤、横山三氏は從五位に叙せらる。（上流よりの順）



從五位
(故) 岡田 只治氏



從五位
(故) 後藤 小平治氏



從五位
(故) 横山 忠三郎氏

(2) 土地改良区に改組後の退職役員（上流よりの順）



元監事
山田 小助氏



元理事
(故) 横山 留吉氏



元理事
(故) 横山 多賀治氏



元理事
松岡 太助氏



元監事
西村 佐一郎氏



元監事
水野 秀一氏



主 事
(故) 杉山 謙氏

(4) 土地改良区改組後の職員



監 事
川島 好雄氏



元主事
宮部 梅二氏



現主事
清水 対三氏



監 事
高橋 隆衛氏



理 事
大野 順蔵氏



理事(理事長)
坂井 義平氏

(3) 土地改良区現在役員(上流部よりの順)



監 事
丹羽 一一氏



理 事
遠藤 万一氏



理 事
後藤 甚市氏



監 事
遠藤 喜代蔵氏



理 事
平光 健一氏



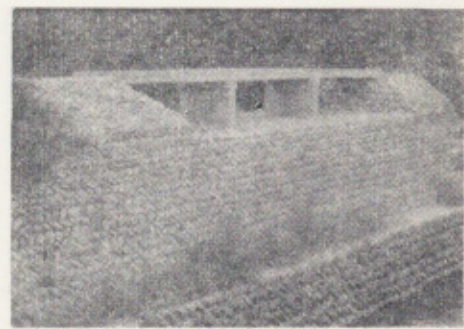
理 事
篠田 良種氏



取入口上屋
現電化設備



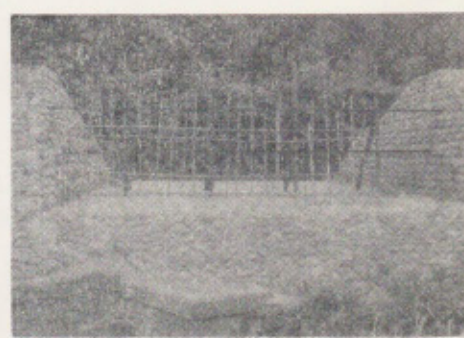
関市小瀬高井坪山前
現調節水門



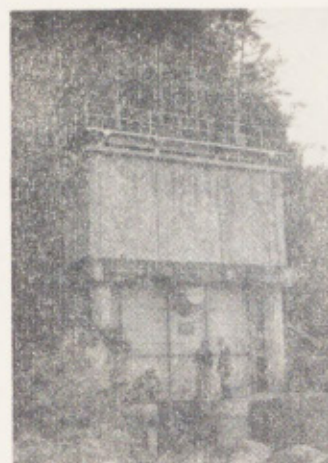
関市小瀬高井坪山前
現左岸溢流堤



関市小屋名
現旧取入口



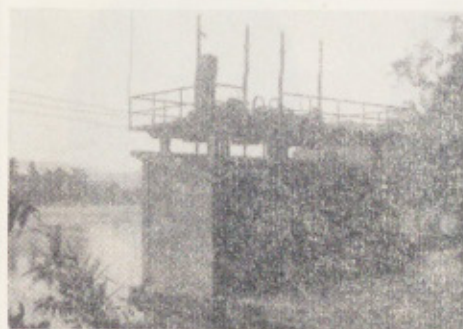
同上
現右岸溢流堤



関市小瀬
現在取入口



関市小屋名
元八の字壩堤



取入口上屋
現電化設備



関市小屋名
元取入口状況



取入口上屋
現電化設備

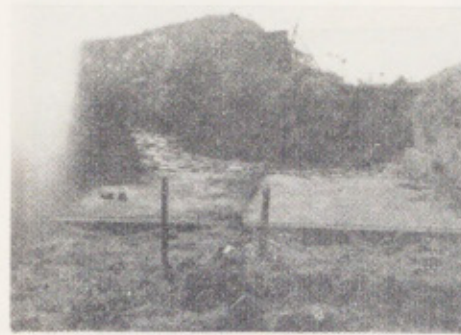


岐阜市芥見
元津保川木製大掛樋

施設
工
作
物
(上流よりの順)

第 三 章	第 十 一 節	第 十 節	第 九 節	第 八 節	(第二章の二)	第 七 節	第 六 節	第 五 節	第 四 節	第 三 節	第 二 節	第 一 節	第 二 章	第 四 節	第 三 節	第 二 節	第 一 節	第 一 章
濃尾震災と其復旧 区域内の被害概況	両村の反对解決	加納輪中の抗議	工事竣功と仮通水	施工準備全部完了		小山水路決定の経緯	白企両村の通水	芥見村の反对運動	用水維持規約決定	用水創業の予算成立	白企両村との条約	聯合村会の区域指定	用水の創業	旱害が其の実現促進	明治維新後の動向	上下白企用水の概略	津保川引水計画区域	用水区域内の概観
187	181	183	178	153	76	68	57	49	45	27	22	19	19	16	13	4	1	1

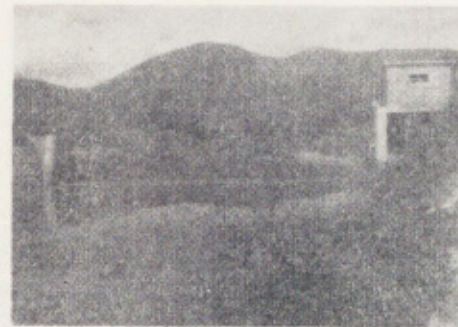
目次



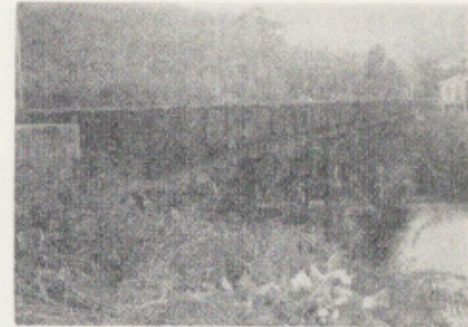
岐阜市芥見
現東西分水設備



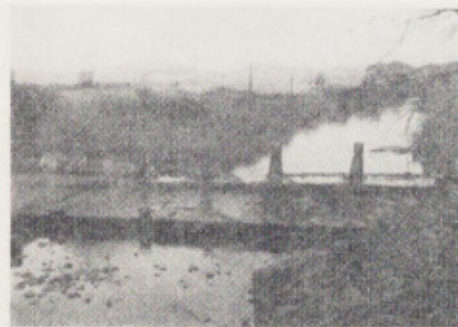
関市小屋名
現二番樋



各務原市蘇原
現境川井堰及赤羽核取入口設備



岐阜市芥見
現津保川鉄製掛樋



各務原市那加前河
現柳島井堰



岐阜市芥見
現長山サイホン

第 七 節	第 六 節	第 五 節	第 四 節	第 三 節	第 二 節	第 一 節	第 九 章	第 八 章	第 七 章	第 十 節	第 九 節	第 八 節
關連土地改良事業	県営改良事業の計画概要及びその経過	県単対象事業	取入口の操作電化	其の他の災害	第二室戸台風	伊勢湾台風	台風による被害状況及びその復旧	土地改良区地代（其の二） 総代選挙・通常総代会・臨時総代会・役員選挙	土地改良区時代 組織変更決議と其認可	組合会議員	改組以降の組合経費	大掛橋の鉄材架替 取入口の改良工事

第 七 節	第 六 節	第 五 節	第 四 節	第 三 節	第 二 節	第 一 節	第 五 章	第 四 章	第 三 節	第 二 節	第 一 節	第 四 節	第 三 節	第 二 節	
組合規約並規程改正	用水功勞者の表彰	共通経済の専任職員	開無田川の改修	成功式並慰霊祭	用水記念碑の建設	八之字堰の築造	水利組合時代の経営	普通水利組合成立	総代人と其の任務	創立委員と其の任務	組合区域の指定	水利組合条例施行	普通水利組合結成	事務所並樋番小屋	高築地の水路補強
															廿九年の大洪水被害
															廿六年の旱害と水害
															震災復旧工事の竣工
															復旧工事の態勢整う
															工事の設計内容

各務用水沿革史

第一章 用水区域内の概観

第一節 津保川引水計画区域

各務用水の区域は、津保川から引水計画を樹てたことのある旧各務・厚見の二郡旧十カ村および、小規模な用水設備を持つていた武儀郡旧二カ村とに跨がり、旧三郡十二カ村広袤三百余町歩に渉つてゐる。「新旧の村」茲に同用水の沿革を述べるに先づ、その区域内における村々を概観することとし、順序として津保川引水計画地域から説こう。旧各務郡芥見村は和名類聚抄に謂う芥見郷、大宮村（明治八年二月、大島・宮代両村合併）は大榛郷かと云かれ、また三柿野村（明治七年八月、柿沢・野村および三滝新田合併）は村国郷の一部、阿郡前洞（明治八年一月、前野・北洞両村合併）西市場・山後・岩地の各村は那珂郷で、大宝二年の戸籍各半郡中里（正倉院文書）である、さらに厚見郡水海道村は三家郷かと云われ、何れも平安朝以前に拓けた古い村である、しかしこの中には三龍新田の如き、徳川末期に六軒茶屋と称する見取場の小聚落で、明治二年十二月三龍新田と改め、初めて高入れた新しい村もある。

〔石器時代〕しかしてこの地方からは、石器の出土するものが少なくないから、人類が居住するに至つたのは、さらに古い時代に遡る。そもそも稲作を伝えた民族が住むようになった村は、各地方とも不完全ながらも用水の設備をしたようであるが、以上の村々は土地が高燥であるため、長良川津保川を近くに控えながら、技術の進まぬ文化の低くかつた時代、大規模な引水計画は望むべくもなく、また境川は水源地が浅い為め、旱魃の年には物の役に立たぬので、この地方民は五風十雨を待望しつゝ、大自然の儘に任せ、旱害も天意とあきらめつゝ、幾星霜を経た。

〔王朝時代〕蘇我氏全盛時代、その一族蘇我石河麿が此の地方に來り領し、津保川より各務野までの用水計画を樹て、開さくをすゝめたが、遂に完成を見ずに終つたと云い伝え、芥見村真聖寺に伝わる古記録、養苙山之記に次のとおり載せてゐる。

アサケ
朝明堀記

人皇三十七代孝徳天皇大化元年、亡二滅スル於蘇我ノ逆臣一已前、一族住ニ於蘇原之郷一領ニ遠近之郡県一而全盛之昔日、分ニ水メ藍河一曳キ千各務野一、為下關ニ於金一ヲ掬一賽センガ於稻梁上堀ニ鑿セントス之ヲ一領民其ノ勢イ如ク雲霞ノ集リ来ル、到ニテ今、地形存在ス名テ云フ朝明堀ト。

すなわち今もなお八幡神社西方約五十米の地に、悪水渠が存在してオムツの洗場となつてゐる、これがその遺溝であると云う。なお朝明堀は一名を朝日堀とも云う。また賽笠山の名は、朝明堀開さくのため、雲霞のように集まつて来た、領民百姓の賽笠の置場であつたからの名であると伝えられている。しかして文中藍河とあつて、長良川のように観られるが、当時郡上川は、上流中屋から右折して山県郡へ流れていたので、蘇我石河唐の計画は、津保川からの引き入れであつた筈である。

〔莊園時代〕 降つて封建社会前期に至り、芥見郷は芥見荘となり、寛元三年五月には、武儀郡山田村もその莊城となつたが（吾妻鏡）、永享三年正月には、石清水八幡社領に変わり、岩滝郷もその社領であつたが（岩清水菊大路家文書）、康正二年には屋代源藏人の所領に移り（大裏造管段銭引付）、文明五年には、竹内僧正の所領（藤川記）と交つた。また那珂郷はその後、引削田荘佐良木郷となつたが、何人の所領であつたかは詳らかでない。しかして時代の波に乗つた当時の新興勢力である莊園の莊家領家も、遂にこの未完成の朝明堀の継続工事をなし得ず、時代はまた推移した。

〔徳川時代〕 戦国時代から織田豊臣時代までのことは詳らかでない。次いで封建社会後期の徳川時代に入り、関係村々は、次のよう各領主に分知された。

徳川時代領主一覽表

旧村名	慶長	元和	寛永	正保	幕末
芥見村	菅沼左近	菅沼	幕領	幕領	高富藩領 金田三家 室賀甲斐守
岩田村	菅沼左近	菅沼	幕領	幕領	室賀甲斐守
岩滝村	菅沼左近	菅沼	幕領	幕領	高富藩
大島村	徳山五兵衛	徳山	幕領	幕領	徳山出羽守
宮代村	奥平美作守	松平仙松	幕領	幕領	室賀甲斐守
三滝新田					幕領
柿沢村	稲葉内匠	幕領	尾張大納言	名古屋藩	名古屋藩
野村	稲葉内匠	幕領	尾張大納言	名古屋藩	名古屋藩
前野村	稲葉内匠	幕領	尾張大納言	名古屋藩	名古屋藩
北洞村	菅沼左近	菅沼	幕領	幕領	名古屋藩
西洞村	徳山五兵衛	徳山	幕領	幕領	徳山出羽守
岩地村	(西市場校郷)				徳山出羽守
山後村	徳山五兵衛	徳山	幕領	幕領	徳山出羽守
水海道村	奥平美作守	松平仙松	大久保加賀守	加納藩	幕領

備考 菅沼左近は長島藩主、奥平美作守松平仙松大久保加賀守は何れも加納藩主、稲葉内匠は清水城主、徳山、室賀、金田は旗本である。

このように関係村々の領主が違つて居た外、依然土地が高燥であり、土木技術が未だ進んで居らぬこと、且つその規模が大き過ぎることなど、用水設備に最も困難な地勢であり、これが障害となつてその実現を見るに至らなかつた。しかし此の時代においても、津保川から引水しようとする用水が、数回計画されたが、未だその機が熟せず、且つ前記悪条件を克服すると云う信念の人を得なかつたため、遂に計画は頓挫に帰した。斯くてこの地方民は天水池に甘んじ、また旱天の時には境川その他から、昼夜を分かたず肥田で汲み入れ、九牛の一毛をせめてもの頼みとして、明治維新を迎えたのである。

第二節 上下白金用水の概略

武儀郡上下白金河村は、和名類聚抄に謂う白金郷であり、早く拓けた村である。次の時代には白金荘（銀荘とも書く）となり、元弘三年九月永福門院から清和院道意上人に譲られ（清和院文書）、権門の威勢に擁護されて繁栄した莊園である。しかも前節に述べた各村とは違い、隣りの勸修寺門跡領である小築村は、部上川に沿つて居り、また南に低く用水を引くに最も好適な地勢であるから、不完全ながら往古から、用水の設備を持つたであろうが、その起源は詳らかでない。次いで封建社会後期の徳川時代には、上白金村は倉地の旗本村瀬家の采地となり、下白金村は岩村藩と倉知の旗本村瀬家とに分知された。

〔今川筋の用水〕 之れより先郡上川は、天文三年九月六日の洪水で流域を変じ、従来山県郡中屋から右へ流れ、太郎丸・高富・梅原を経て伊自良川を入れ、方県郡岩利より南流していたのが、この洪水で山県郡千足・側島・戸田各村の間を破壊し、各務郡芥見村で津保川を合せ大河となり、下流厚見郡早田村馬場で井水口を破り新川を生じた（県水災誌）。其の後の大洪水で又復派川を生じ、側島・戸田の東側を流れる川が出来て、これを今川と称した。その後この今川に取水口を設けて、上下白金の用水を引いたが、降つて寛政十年四月八日の洪水で、取入口附近は川原となつて、この用水は廃絶した。

〔小屋名のソジ築〕 而して武儀郡小屋名村には、古来置地築そじやながあつて有名で、村名も魚築おやなから起り、小築と書い

たのである。また対岸山県郡千足村もこれに因んだ名であると云う。この置地場は河の兩岸から堰を設け、中間に八間の魚道を設け且つ舟楫の便に供し、夫れより左右兩岸へ斜めに笹堰を設け、その堰の後より河岸へ、先き張。二の綱。中綱。四の綱。て綱とて、十目の粗綱から十五目の密綱まで、五条の張り綱をもつて漁獲したもので、徳川時代御用漁漁を仰せ付けられたので、慶長八年八月上流郡上郡より下流安八郡まで十二カ川において、新築或は新ソジ等を打ち鮎を堰ぎとめ、或は鳩舟先での網漁を禁じたが、此の置地築は古来よりの由緒があるので、引続き存続したことは勿論である。

〔ソジ堰利用の用水〕 寛政十年の洪水で、今川筋用水が廃絶した上下白金河村では、この置地場に注目するのは当然である。依つて小屋名村に交渉して、新用水取入口をこの置地堰の上流に設けた。斯くて十余年の間は無事に経過したが、その内川床が低くなり取水が充分出来ず、下白金村では用水に事欠くので、別用水を設けようと村相談も盛まり、小屋名上白金河村の納得をうけたので、正式に願書を出す段取りとなつたところ、文政八年八月十四日夜の大出水で、川床が三尺も高くなつたので、別用水を設ける必要がなくなつた。

〔下白金別用水計画〕 しかし川筋は、「昨日の瀬は今日の瀬となる」と云う諺の通り、又復郡上川の川床が下がり用水の取り入れが困難となつたので、天保六年の秋下白金村旗本領分（三百七十石）の百姓相談の上、寛政十年まで使つた用水筋六百六拾七間平均巾七間四尺二寸を掘り割る話が持ち上がり、小屋名村へは是迄年々納めた井水路年貢米三石及び、その場所へ立戻り取立てる井水道筋年貢米三石、都合六石宛納める苦で納得を受け、又上白金村へは用水組合を分かれても、従来通り下白金村分の井水路年貢米三石を負担することを条件に納得を受けた。この計画を聞いて下白金村の内岩村藩領分（百七十石）の百姓も参加する話がまとまり、「工事は一切自普請で施行し、お上様え脚かも御迷惑をかけぬから、お聞濟みされたい」旨、同年十一月清の代官へ願ひ出た。

〔新用水第一の難関〕 これまでは話がトントン拍子に進んだが、第一の難関に打つかつた、即ち小瀬村の勘匠へ掛合つたところ、下白金村の井水堀割については、新井水なれば堅く差留めるが、先規のものだから少しも差障りはないが、これを済ませば将来所々に新井か出来るようになるかも知れぬ、そうなつては行く行く迷惑になる筋もあるからと、仲々得心せぬことである。依つて小瀬村庄屋喜平治、植野村庄屋彦右エ門、小屋名村年寄政助の三人を頼み、勘匠へ交

渉して貰つたが仲々承引せぬので、仲裁人は力及ばすと投げ出した。茲において止むなく翌七年三月下小金村役人は、「尾州藩役所から鶴匠に説得され、用水の堀割りが出来るよう」掛合つて戴きたい旨、次のとおり並松堤方役所へ願ひ出した。

乍恐以書付奉願上候御事

濃務武儀郡白金村上下共井水之儀者先年郡上川より今川通ヲ引分用水懸來候処寛政十年年出水之砌用水口冢樋井井水通共悉押埋候ニ付元形通取立不行届無換口場所替仕候処先年之場所と違耕地ニ而思敷水懸リ不仕候得共一旦両村得心之上取立候用水之義ニ付是迄先々二年々引取候処近年別而水懸懸敷得共上白金村は相応ニ水懸リ仕候間其儘ニ差置下白金村之儀ハ水無甲斐候ニ付千損之愁多ク御座候間村中一統困窮仕居候間今般奉願上候者何卒先規相用候今川筋川原成ニ井水堀割仕度奉存候去未当御支配所小屋名村井上白金村ニ茂応対及熟談ニ是迄相用候井水路年貢下白金村より年々米三石宛小屋名村に納來候処今般元之場所立戻り井水道筋取立候積ニ付猶又年貢米とし而三石都合年々六石宛納可申旨及掛合ニ候処両村共納得仕候ニ付小瀬村鶴匠方に及懸合候処鶴匠申聞候ハ下白金村井水堀割之儀ハ此方少茂差障筋無之候得共右ヲ相濟候而ハ以後所々新井等出来仕可申哉右様ニ而ハ行々及迷惑ニ筋も可有之旨申答何分見越之儀申聞得心不仕勿論新井水之儀ハ堅差留可申旨申聞候尤鶴匠差障筋申立可有之共不存候殊ニ張出堰等仕儀ハ不仕候聊鶴匠狩通船等ニ少茂差支等ハ決而不仕候何卒当御役所様より茂以御威光を尾州様御役場江御掛合被成下置用水取立可仕候様奉願上候此上右之姿ニ而差置候得ハ行々百姓相統も難相成誠ニ難渋仕候此段厚御賢察之上先規之場所ヨリ引入候段御開濟被成下置候得ハ年貢方茂行届且ハ百姓共相統も可仕与奉存候間何卒御慈悲御憐愍を以右願之通被仰付被下置候ハバ重々難有仕合ニ可奉存候依之絵図面相添奉願上候 以上

天保七 丙申 年二月

村瀬平四郎知行所
下白金村百姓代 佐平
同 村年寄 佐藏

松平能登守領分
同 村庄屋 久左エ門
同 村庄屋 嘉兵衛
同 村庄屋 弥惣次
同 村庄屋 忠三郎

右尾州北方御役場に願出ニ相成申候

〔十年目に鶴匠納得〕 この願書を提出の際、分郷（旗本領）村役人は、堤方役棚橋瀬十郎・水野郡右エ門に面会し、さらに口頭を以つて願つたところ、「此の方に存寄もあるから、用水の出来るよう取計うが、下白金村には岩村藩領もあるから、そちらからも一寸御挨拶が無くては取計い難い」との返答であり、なお、前記願書も堤方役の内々差図によつて訂正したものである。翌三月には岩村藩領の村役人は、堤方役へ挨拶された旨、代官平野孫右エ門へ願ひ出した。尚庄屋の内縁で並松役所へ出入の医師角田良平を頼み、並松役所併びに尾州領円城寺北方役所の意圖を内々窺わせ、その情報に基いて運動をすゝめた。斯くて問題はスムーズに解決しそうに見えたが、鶴匠の態度は頗る強硬であり、下白金村では手を変え品をかえ、周囲のお歴々を片つ端から頼んで掛合つて貰つたが、鶴匠の承引を受けることが出来ずその間数カ年を経た。よつて村方では止むなく、良田を畑にすることに極めたが、それでは村方がますます困窮するのは明瞭なので、途方に暮れていた折柄、之を見兼ねた松森村古田平三郎小瀬村足立庄兵衛および長良村庄屋山下領助の三人が仲へ入り、千変万化の掛合で遂に鶴匠を納得させた、それは天保十五年（弘化元年）三月のこと、天保六年秋別用水計画以来実に十カ年の星霜を経た、依つて村方では仲裁人に感謝の意を表する為め、此の用水を引き田地を相続

する限り、凶年でも違合せず永代米石八斗宛を差送る旨の一札を差入れた。猶鴉匠との取り替わせ証文は、次のとおりである。

差入申一札之事

上白金村組合用水之儀ハ同村地面高有之候ニ付高堰相懸ケ候故村方迄ハ水届兼田方相統建相成候ニ付鴉漁御差支ニ相成不申候様別紙絵図面之通井口模様替用水堀割申候而是迄用水巻筋之水を以式ケ村江相懸リ来リ候処用水之儀ハ式筋ニ取立申候得共畢竟巻筋之水を以式筋ニ而式ケ江相懸リ候而已之儀ニ而全新規之訳ニ無之筋を以御納得被下候上ハ後年万一川瀬変化仕候共絵図面通り堀濠相統いたし用水廻之外井の子伏籠伏杭堰等一切仕間敷漢為後日庄屋年寄百姓代連印証文書入申処仍而如件

天保十五年辰五月

松平能登守領分

但シ渴水ニ而水懸リ
不申必至難決之節ハ
両地共御立会之上相
統可相成丈ケ御勘弁
被下ル様御願申上置
候事

同 下白金村庄屋 庄右衛門 印
同 年寄 彦右衛門 印
同 百姓代 忠三郎 印

村瀬平四郎知行所

同 下白金村庄屋 久左衛門 印
同 年寄 佐蔵 印
同 百姓代 佐兵衛 印
長良村庄屋 佐兵衛 印
立入人 山下領助 印

小瀬村 足立庄兵衛 印

同 松森村 古田平三郎 印

長良 御鴉匠方
小瀬 御鴉匠方
(各通)

取極申井口納得証文之事

上白金村組合用水之儀ハ其御村江水届兼候ニ付今般鴉漁差支不相成様別紙絵図面之通り井口堀割用水取立ニ相成候段是迄用水巻筋を以式ケ村江相懸リ候処用水之儀ハ式筋ニ相成候得共畢竟巻筋之水を以式筋ニ而式ケ村江相懸リ候已而全新規之訳ニ無之候得ハ両地共故障無之候間絵図面通り堀割永々相統可被成候後世如何様之儀有之誤共柳違変無之誤為後日一札仍而如件

天保十五年辰五月

同

小瀬 鴉匠目附 足立権兵衛 印

同 鴉匠頭 足立新兵衛 印

長良

同 鴉匠頭 林太郎左衛門 印

下白金村

御庄屋中

同

御年寄中

同

御百姓代中

右之通り拙者共立入取嘆談処熟談相整候ニ付奥印仕候 以上

同

鶴匠頭

山下半三郎

印

長良村庄屋

立入人 山下 領助 印

小瀬村

同 足立庄兵衛 印

松森村

同 古田平三郎 印

〔笠松堤方役の見分〕 しかして新用水堀割は、水源郡上川の水行に關係する問題なので弘化二年二月十七日笠松堤方役所へ見分方を願ひ出た、それによると、井口小屋名村、井路通り上白金村では、別堀り通水のことは納得したが、堀割り場所は未だ決着を見ず談示中であるが、場所見分の上水行筋差支えない様、夫々お礼し下し置かれるようにとの主旨である。

この願ひにより場所見分のため、二月二十九日堤方役棚橋瀬十郎古田安五郎の兩人到着、翌三十日は大風雨の為め休息、翌三月朔日各村役人の案内で場所見分、二日昼過ぎ帰途に就いたが、逗留中差障りの有無を糺したところ、小屋名村は溝筋少々差支えの処あり、直様熟談申上げ難い旨、又上白金村は古用水と併ぶ為め、新堀え水もりの心配があり、依つて古用水二ノ畝より内へ入れ、小屋名村境より居村車戸裏への溝筋ならば差支ない旨申立て、これが第二の難関となつた。

〔阿村差障の解消〕 笠松堤方役所では、下白金村別用水の儀は、地頭の添翰もある願なので、村々熟談するよう申渡し、小屋名村平右エ門、同村市左エ門、山田村貞吉の三人が立入り奔走したが、上白金村の熟談ととのわず手切れとなつたが、下白金村分郷より立入人手切れとならぬよう歎願した為め、上白金村役人を呼び出し尋問があり、熟談延引の理由を書面を以つて申上げよとのことに、双方書面を以てお糺し等になつては容易ならぬことと、四月に至り前記三人の仲裁で漸く解決し、更に小屋名村も翌五月円満熟談がとつた。

〔新用水堀割着手〕 斯くて解決の見通しがつくや、四月廿二日堀割りに着手することとし、水盛り違ひの所があり模様替えを願ひ度とて、今一応見分された旨次のとおり願ひ出た。

乍 恐 以 書 付 奉 願 上 談

武儀部下白金村別用水堀割之儀明廿二日より取掛申度奉存候付而者水盛違有之先般奉申上候而者振合迄ニ相成被為仰付候場所模様替御願奉申上度場所御座候右者村々ニ而進行届候間何卒今一度御見分之上被為仰付被下置候様仕度右頭之通御聞濟被下置候様幾重茂奉願上候以上

弘化三年四月

村瀬平四郎知行所

右村百姓代 作 兵衛

年寄 佐 蔵
庄屋 久左衛門

松平能登守知行所
(領分カ)

右村百姓代 弥右衛門
 年寄 彦右衛門
 庄屋 庄右衛門

笠松堤方
 御役所

〔下白金用水の完成〕 斯くて掘割り工事は進められ、茲に別用水は完成したのであるが、資料が無く詳らかでない、只安政六年十一月、上白金村えの溝敷地米について、村方一同の疑惑を解く為め、村役人はじめ五人組頭連印した次の証文により、用水の完成したことを窮い得るが、その時期は弘化三年、従つて新用水を利用し得たのは、同四年の苗代時代時期からであろう。

取極申敷地証文之事

一上白金村江溝敷地米五拾俵ツ、毎年差送可申処萬々一用水潰水ニ及候節は右之敷地大境ニ而田地尅町四反式畝七步定杭之通上白金村江相渡可申等ニ候左候得ハ米三拾俵者田反別帳ニ順シ取上ケ当村敷地主江相渡可申候事
 一弘化三丙午年上白金村江差入有之候敷地証文ニ米五拾俵と有之候処是ハ古用水式拾俵新用水三拾俵ニ右之米五拾俵ハ上村江前文之通用水有限リ相済可申候事
 右之通村方惣方立合之上相定候為其役人五人組頭連印いたし候上者自今以後村中陸敷用水手入無油断心掛可致為取替証文仍而如件

安政六己未年十一月

下白金村

同	同	同	同	同	同	五人組頭	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
文	忠	小	文	久	伊	源	弥	佐	大	佐	久	弥	藤	治	印	印	印	印	印	印	印
藏	兵	十	右	兵	兵	助	惣	兵	治	次	左	治	治	門	門	門	門	門	門	門	門
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印

斯くて上下白金両村は、各用水設備を持つて旱天統きの年も豊穰を約束され、封建社会後期を過し、明治維新を迎えた。

第三節 明治維新後の動向

〔藩県分治時代〕 明治維新により、元年正月旧幕府代屋代増之助の支配地は天朝御領となり、命により名古屋藩士出張して、当管内の取締りをした。次いで同年四月十八日笠松裁判所設置によりその管轄地となり、同年五月二十三

日同裁判所を廢し笠松県を置くに至りその管下に移つた、これによつて旧幕領であつた厚見郡水海道村、各務郡北洞村及び芥見・岩田・前野各村の一部はその支配地となつた。越えて同二年十二月勳王派であつた旧旗本三十六名は米地を奉還し、また方向不定の洞ヶ峠であつた三十八名は上地を命ぜられた、すなわち武儀郡下白金村の一部を支配した村瀨直次郎は勳王派で米地奉還し、更に西市場村岩地村山後村大島村の徳山五兵衛、官代村及び岩田村芥見村の各一部支配の室田甲斐、芥見村の一部支配の金田芥太郎・金田小膳・金田三左衛門は、何れも方向不定の洞ヶ峠に居た為め上地を命ぜられた。以上の奉還地及び上知の村々は、何れも笠松県の支配地となつた。しかして残る柿沢村野村及び前野村の一部は名古屋藩、岩滝村及び芥見村の一部は高富藩、上白金村及び下白金村の一部は岩村藩に分知された。なお四年七月には廢藩置縣により、各藩とも県名に改められたが、支配地關係に變りがなく、用水開鑿の機はまだ熟するに至らなかつた。

〔美濃国一円を岐阜県〕 次いて同四年十一月二十二日、各県を廢し美濃国一円を以つて岐阜県を置かれたので、支配關係は統一されたが、その後大小区画の設定、教育令の発布、地租改正等相次いで大改革が行われ、民政も庄屋が廢せられて戸長と變わるなど、その応接に暇なく、時に見舞う旱害も、天災とあきらめつゝまた幾年かを経過した。

〔芥見有志の用水計画〕 斯くて数年後には、明治革新の諸政策にも馴れ、人心も漸く安定するに至つた。茲において各務郡芥見村有志者は、明治十三年三月に至り、徳川時代に数次計画して実現し得なかつた、津保川より取入れの用水を發起し、下郷戸長の同意を求め、岐阜県に提出しこれが鑑定を願ひ出た。すなわち願書は次のとおり。

御

各務郡芥見村

後藤 東助
 龜山 新三郎
 下野 庄六
 篠田 良作
 同 定兵衛

右私共相考フルニ、本部ノ疲弊タルヤ、従前ノ薄地ニシテ用水路ノ設ケ無ク、徒ラニ原野山林ニナシタル事判然タリ。依而武儀郡山田村新屋敷ニ井口ヲ設ケ、更ニ耕地ヘ引込ミ、本村子牛子山裾ニ溝ヲ付廻シ、統テ本村之内水路相開候得者、凡六十町歩斗リノ畑地田成兩作場ニ相成而巳ナラズ、又其上順次下筋村ニ及シ候得者、本部ノ内岩滝村ヲ始、前洞。大宮。西市場。山後。長塚。新加納。東岩地等ノ各村、年々多分旱損有之村々へ用水相統通シ候ニオキテハ、旱損除キテ豊登得ル、殊ニ右村々ニオキテハ、往古ヨリ有名ナル各務野ト相唱ヘ候原野山林、各村扣相成居候分モ、畢竟耕地開墾候ハ眼前事ト奉存候、左儀節者各村益ハ郡益則國益ト相成候上者、發起之私共志願満足ト奉_ニ恐欣候、右ニ付私共發起用水路順次御見分之上、永久之得失御鑑定被成下度此段奉願候以上。

各務郡芥見村

發起人 後藤 東助

同 龜山 新三郎
 同 下野 庄六
 同 篠田 良作
 同 同 定兵衛
 同 同 多三郎
 各務郡岩田村戸長 宮之丞
 保証人 同 岩滝村戸長 喜十郎
 同 同 加藤 喜十郎
 同 同 大宮村戸長 忠三郎
 同 同 横山 忠三郎

明治十三年三月

すなわち当時としては大計画なので、関係村民の承諾を求める前、先づ県へ技術上の鑑定を願ったものであり、従つて下村戸長の保証印も、村方へは一切厄介を掛けぬ旨、次の一札を差入れて捺印して貰つた。

記

一私共発起用水路之儀ニ付、順次御村ニ御保証ニ預り度、付而者弥御開届之上現在水先相認候上者、御村方江御談示モ奉願上次第有之候得共今回之御保証印ニトツテハ、御村方江御厄介筋一切相掛申間敷、依テ御保証御依頼申上候也

明治十三年三月十日
右発起人総代 藤田多三郎 印

大宮村
戸長 御中

これに対して県は容易に動かず、機会到来を待つもののように、更に数年を経過した、しかし此の用水計画が、各務用水実現の一原因となつたことは、次章に詳述する。

第四節 旱害が其の実現促進

〔十六年の大旱魃〕「禍を転じて福と為す」との諺のとおり、明治十六年の大旱害は、各務用水実現を促進したことは見逃がすことが出来ぬ。すなわち同年は、六月上旬より九月中旬に至るまで、約二カ月半に亘り旱天続きで、用水設備のない地方の田面は亀裂し、且つ白土化して水稻は枯死するに至つた、すなわち大島村横山忠三郎翁は、「各務用水に關する経歴書」に、当時の思出を記して、

明治十六年は前代未聞の大旱魃にして、六月上旬より九月中旬に至るも降雨無之為に田面一円亀裂白土化し、稲苗は植付たる儘成棄せず、枯死してたまたま出穂するも、草の穂の如くにして白穂又は黒穂となり、漸く尅反歩に尅斗乃至

式斗を獲るも片黒ものにて、其得たる米は苦くして食する不能年柄に付、県に旱害貸与を出願せり。

と述べている、これは境川の水を昼夜を分たず肥桶で汲み入れ、神仏に雨乞を祈願した結果であつて、この過労のため発病死亡者を出す悲惨事さへ伴つた。茲において地租貸与法に基き、同年納付すべき地租の貸与を受け、これを爾後十カ年に分割返納するもので、関係地方の分は左表のとおりである。

明治十六年地租貸与金一覽表 (関係地方分)

貸与金額	旱損反別	一反歩当	村名
百拾九圓	三拾三町五反歩	三拾五錢五厘	大宮村
貳拾六圓七拾錢	尅町九反九畝歩	老円三拾四錢	三柿野村
百四拾七圓拾錢	貳拾七町七反七畝歩	五拾貳錢五厘	前洞村
四拾三圓八拾錢	拾貳町歩	三拾六錢五厘	西市場村
拾貳圓七拾錢	貳町老反五畝歩	五拾九錢一厘	岩地村
三拾四圓五拾四錢	四町四反八畝歩	七拾七錢一厘	山後村
九拾五圓九拾錢	拾八町四反四畝歩	五拾貳錢	水海道村

〔救済策は用水開鑿〕 しかしてこの貸与方法に不満を持つた横山忠三郎翁は、時の駒田正忠郡長に苦情を申出たところ、郡長は「地租貸与は年賦返納を要するので、未だ程助かるものではない、旱害地方には永久政策を講ずるより救済の途はない、去る明治十三年芥見村有志者が、下筋戸長の賛成を以つて、新起用水開鑿を出願しあると聞く、それについて山県郡戸田村岡田只治は土工熟練である由、先づ其の男を頼み実地見分して貰つては如何、小官も精々尽力すべし」と諭し、且つ「貴公も卒先して有志者を誘導せよ」と勵まされ、それより関係地域内屈指の有志者、その他と

打合せた、これが各務用水につき官民意見の一致を見た第一歩である。翌十七年一月駒田部長は、芥見村下野甚助、前野村横山半十郎、伊吹村水野唯七、大島村横山忠三郎の四人を呼び出し、早害地方の永久救済策として用水開鑿方を論ずるところあり、四人は其の場において賛意を表し、部長始め有志者の実地見分することを約し、且つ参考に資する為め真桑用水の諸規約を借覧することとした。

〔有志者大会で反対〕 次いで翌二月二十一日駒田部長は黒瀬加藤両書記を帯同用水路の実地見分をなし、芥見村以南の有志者四十余名もこれに参加した。しかして同夜芥見村真聖寺において有志者大会を開き、水路の測量及び費用の下調をする仮発起人を選挙し、下野甚助・横山忠三郎・水野唯七・横山半十郎の四人が当選した、部長一行は同夜芥見村一泊、翌二十二日下筋の水路予定地を見分して帰岐した。

斯くて選挙された仮発起人は、郡上川通り上白金村地内今川上より引入れ、津保川通り山田村地内古堰へ落し、山田・芥見・岩滝を経て境川筋伊吹村地内字山ノ鼻まで、約一ヶ月の日子を費して測量を終え、高低あるを認めこれを部長に報告した。依つて部長は翌三月十八日再び出張して、有志者と共に測量筋の実地見分の上、大宮村浄念寺に各村有志者を開き、測量の結果用水開鑿は可能であるから、起業するより懇切に論とすところがあつた、これより各村有志は引続き三晝夜に亘つて協議したが、未だその機熱さなかつたのか、長塚村はじめ反対説を唱ふるものが多くなり、遂に議纏まらずして深更に解散した。後に残つた用水開鑿について熱心な下野甚助横山忠三郎の兩人は、冷酒を汲んで用水計画の再建を約した。この会合は不幸纏らなかつたが、各務用水実現に一步前進し、その前途に曙光を見るに至つた。

第二章 用水の創業

第一節 聯合村会の区域指定

〔白金用水の取水困難〕 武儀郡上下白金両村は、既述のとおり長良川を水源とする各一線づつの用水設備を持っていたが、明治十三年に至り取入榎上流に、勸業上漁業禁止の場所を設け、往古よりの買地堰を取り払出されたのと、明治維新後土木工事が盛んに行われ、川床の石を拾い取つた為め、年々川床の低下を來し取水困難となつた。依つて両村は堰の設置を再三願ひ出で、其の都度実地見分の未不許可となつた。茲において困り抜いた両村は、明治十七年八月有力者後藤小平治後藤丈助の兩人を代表とし、其の趣を小崎知事に上申し、且つ岡田只治に堰工事仕様方法の考案を依頼した。よつて岡田只治は従来二条の用水を一条とし、其の筋の許可を得て堰を築造すれば、従来五拾余町歩の田に充分灌漑し得る外、なお三十町歩の畑田成及び林野の開墾田を得る計画を樹て、翌十八年三月十日上白金村総代西村梅松方に、二カ村用水改修協議会を開いて、これを遂行するに一決した。

〔合同の大用水計画〕 次いで同年三月二十一日大日本農会岐阜支会の懇親会席上駒田部長と会い、厚見各務両郡北部の早損を救うの策を質され、岡田只治は、大いに意見ある旨を告げ後日を約して別れた。其の後駒田部長を訪ひ、「芥見村始め諸村有志の計画した津保川は、一小川なるを以つて、漸次開田をするに至れば、将来灌漑不充分となり好結果を得ることは出来まい。この頃武儀郡上下白金両村の用水改修について委嘱された、これを合し長良川より取水の一大水路を開鑿すれば、必ず好結果を見るであらう」旨を語つた。駒田部長は大いにこれを賛し、小崎知事に上申方を勧めた。依つて直ちに建言したところ、小崎知事も双手を挙げてこれに賛成した。

斯くて用水実現に自信を持つた岡田只治は、一大用水起業願書を作製し、第一に横山忠三郎の賛成を求めた、次いで各村各字を廻り、時には自費を以つて酒者を持参し、鼠夜を分たず説得し歩き、文字通り東奔西走し、賛成者百余名の調印を纏める傍、時々芥見村東屋或は岐阜市上竹町菊平方に同志者の集合を催し、各字の負担互割の下調べを進め、且つ立案の用水設計について同意を得た。なほ「後年岡田只治の認めた、一各務用水路起業願書上申書」の一節に

本用水路は、水源を武儀郡小屋名村宇松原に取り、長良川岸より八十間入りて壱番樋（長十三間、巾二間半）を伏設し此間幅五間、壱番樋管より長六百間、巾三間の所に式番樋（長全上、巾全上）を伏設す、此間は石河原なり。それより下流上下白金二村の地内、地勢平坦なる耕地宅地にして、長千四百余間は水路敷巾二間三尺とし、是より武儀各務兩郡の境を貫流する津保川を横断するに、長五十四間巾式間の木造の掛樋を、高さ老丈五尺余の処に架設して芥見村に達し、以下八百八拾余間の処は巾式間三尺とし、此間山に沿いて地盤の低き処は、高さ式丈余を築き上げ、平均高老丈余の築立をなし、芥見村字嵯峨に至る間は、地盤平坦なる耕地にして、長千余間巾式間三尺、宇四十八に至り西南の二線に分れ、南線は長三千余間幅六尺、地勢平坦なる耕地地を通して、各務郡前洞村に接続する各務ヶ原を貫流し、境川に流入す。又西線は有名なる田畑及山地にして、長二千六百余間巾六尺、西市場に至りて境川に注入す、又西市場より巾四尺の一線を開き、厚見郡水海道に至りて終る。

と見え、計画の全貌が窺える。

〔実測の設計書提出〕併しこれは未だ実地測量を經ていないため、芥見村下野基助方各村有志者より測量費金百四十四円の拠出を求め、十九年七月より十月まで、用水路総延長五里余及び各支線より灌漑すべき田面の高低を測量し、地盤平面図等に工事目論見仕様書を調製し、これを厚見各務方県郡長阿部直輔に提出し、なお小崎知事にもその詳細を報告した。阿部郡長は、測量並びに設計検査を要するものとして、次の副申を添え、図面及び目論見仕様書を県へ送達した。

各務郡地方用水路新設ノ義ニ付副申

各務郡芥見村初水田用水乏敷、追年早損ノ箇所モ不レ少ニ付、武儀郡白金村地内ヨリ長良川ヲ引入、用水路開鑿致度即今協議中之處、事ノ成否及費額不分明ニ付、今般測量費募集協議相整小候付、土木課ニ放テ測量相顧度段、別紙之通り願出候ニ付、取調候処事案ニ相違無レ之候条、願之通り御許可被成下度。此段副申候也。

明治拾九年拾月六日

厚見各務方県郡長

岐阜県知事 小崎利準 殿

〔聯合村会の区域指定〕小崎知事は木村土木課長に、測量及び目論見仕様書の当否に付実地検査方を命じた。土木課では一応図面及び目論見の書類調査をおえ、同年十二月二十三日県属小川高好外二名を派遣し、実地検査させた結果、誤差のないことが判明した。よつて翌二十年一月十九日主唱発起人岡田只治の外、組合有志者二十三名及び各村戸長五名連署を以つて、用水開鑿ニ付聯合村会の区域指定を願し、阿部郡長は次の内申書を小崎知事に提出した。

内 申 書

部内各務郡芥見村外九ヶ村之儀ハ、土地高操ニシテ用水ニ乏シク從テ年々早損ノ憂有之候ニ付。今回聯合村会ヲ開設シ、新規用水路ヲ開鑿致度旨、所轄戸長ヨリ申出候ニ付取調候処、向來公益ニ可相成儀ト相考候条、談区域御指定相成別紙相添氏段内申候也。

但シ直接利益ヲ以テスル時ハ各区域モ有レ之ニ付、小郡立会開設ノ儀上申可 致之処、右ニ而ハ何レモ無人ニテ可成ニ開会一不 二行届、且ツ間接ヲ論スル時ハ各村一致ノ利益モ有レ之ニ付、旁本書之通御施行相成度、上申ノ趣ニ有之候事。

年 月 日

厚見各務方県郡長

岐阜県知事宛

各務郡	芥見村	岩田村	岩滝村	大宮村	三柿野村	前洞村	西市場村
厚見郡	山後村	岩地村					
	水海道村						

茲において小崎知事は訓会を以つて、二十年四月四日内申通り各務郡芥見村外九カ村を、各務用水開鑿聯合会の区域に指定し、厚見各務方県郡長阿部直輔をその管理者と定めた。斯くて去る十三年三月芥見村有志者が主唱して以来茲に七カ年、その間迂余曲折を経て、地方民待望の各務用水はその第一歩を踏み出した。

〔聯合村会の法的根拠〕此の機会に、聯合村会についてその法的根拠に触れて見る。明治十三年四月八日付太政官布告第拾八号を以つて、区町村会法を布告されたが、この法律第三条には数区町村聯合会、また第八条には、水利土功の爲の町村会について規定してあるが、越えて十七年五月七日付、太政官布告第十四号を以つて全条改正を行つた、今左に關係条文を抜萃する。

第十三条 府知事県令ハ、数区町村ニ関涉スル事件アルトキ、甚区域ヲ定メテ、聯合区町村ヲ開設スルコトヲ得。

第十四条 府知事県令ハ、水利土功ニ関スル事項ニシテ、区町村会若クハ聯合区町村会ニ於テ、評決スルヲ得サルモノアルトキ、特ニ其区域ヲ定メテ、水利土功会ヲ開設スルコトヲ得。

第十五条 聯合区町村会及水利土功会ハ、總テ本法ニ準拠ス、其区域区长戸長数人ノ所轄ニ涉ルモノハ、府知事県令、便宜郡区长ヲシテ之ヲ管理セシム、但戸長ヲシテ其評決ヲ施行セシムルコトアルベシ。

すなわち小崎知事は、第十三条によつて聯合村会の区域を指定し、また第十五条によつて阿部郡長をその管理者と定めたのである。なお聯合村会の決議した用水費用の賦課徴収を、当該村戸長に取扱わせたのは第十五条但書に拠るもので、本項については、本章第三節を参照されたい。

第二節 白金兩村との条約

各務用水聯合村会の区域指定の後、その発足に先ち用水上流の武儀郡上下白金兩村との間に、兩村への分水方法、創業費の負担額、用水路歩詰め、潰れ地代金、従来兩村負担の旧用水路敷地米の肩代り、将来通常費の賦課法等について、岡田只治は用水の主唱発起人として接衝し、兩村用水總代との間に仮協定を結んだ、すなわち兩村用水總代と岡田只治と取りかわせの仮協定は次のとおり。

上白金村 仮約定

一 今般武儀各務厚見郡ニ通スル用水開鑿ニ付、上白金村用水方法左ノ通。
一 武儀郡小屋名村地内郡上川通用水引入レ、上白金村旧三ノ畝樋マテ用水路一筋ニテ引入、三ノ畝下ニテ、上白金村用水ヲ水ヲ分水スル事。

但分水場所ニテ、本流用水ニ分水ヲ設ル事。

一 三ノ畝樋伏込方ハ、上白金村旧三ノ畝ヨリ巷尺下ケニスル事。

一 今般開鑿ニ付創業費ハ、上白金村受ニ不関、其他ハ聯合村ニテ負担之受

一 用水費ハ一般聯合共通之事。

一 従来上白金村ヨリ小屋名村へ年々敷地出米四石四斗ハ、聯合村ニテ負担之事。

一 田三町歩但 旧用水敷地米聯合村ニテ負担ニ付上白金村出金

出金額貳百八拾円

一 開鑿交換反別四町歩 但着手都度出金ノ事

出金額百貳拾円

一 用水路分弘メ潰地買上代金六百円

一 将来通常費賦課法ハ、金八百円ヲ基本トシテ賦課受ル事。

右之通仮約定仕候処、約定之嫌ニ明細記載不仕候得共、将来経緯方良事ニ御取扱御依頼候也。

明治二十年四月二十日

武儀郡上白金村用水總代

後 藤 丈 助

後 藤 徳 兵 衛

新規用水発起人 岡田只治 殿

下白金村仮約定

一 今般武儀郡及び各務厚見之三郡ニ通スル用水開鑿ニ付、下白金村用水分左之通り。

但本流ハ、下白金村用水ヲ分弘メノ事。

一 下白金村地内ニテ、旧用水路ヲ以テ之ヲ定ム。

一 用水費ハ一般聯合共通之事。

一 従来下白金村ヨリ、上白金及小屋名へ年々敷地米貳拾四石八斗五合五勺ヲ、聯合村ニテ負担ノ事。

一 田反別拾五町歩

出金額四百五拾円 但旧用水路敷地米聯合村ニテ負担ニ付下白金村負担出金

一 開墾反別八町歩

出金額貳百四拾円

一 畑田成反別八町歩

出金額百六拾円

合計金八百五拾円

一 用水路分弘メ潰地買上代金四百五拾円

一 将来通常費賦課法ハ、金八百円ヲ基本トシテ賦課ヲ受ル事。

右之通仮約定仕候延、約定ノ廉ニハ明細記載不仕候得共、将来経続方良事ニ御取扱御依頼候也。

明治二十年四月二十日

武儀郡下白金村用水総代

山田 徳治郎

松田 嘉兵衛

新規用水発起人 岡田 只治 殿

次いで聯合村会において、用水創業予算の成立を待つて、翌二十一年一月聯合村会管理者阿部郡長は、上下白金村代表者と、用水開鑿について正式に条約を締結した、すなわち次のとおり。

用水路開鑿条約

今般武儀各務厚見ノ三郡ニ関涉スル用水路開鑿ニ付、各務郡芥見村外九ヶ村用水開鑿聯合村管理者ト、武儀郡上下白金村ヨリ委任シタル代理者ト、協議締結スル処左之如シ。

第一条 本用水ヲ利用スルハ、各務郡芥見村外九ヶ村及武儀郡上下白金村トシ、将来之ヲ用水組合ト定ムベシ。

第二条 武儀郡小屋名村地内郡上川ヨリ従来二線ヲ以テ用水引入レタル処、上白金旧三ノ樋以北 旧用水路ハ廃止ス

下白金村旧用水路ノ歩抵メヲ為シ、用水分量ハ上白金村ハ旧三ノ樋ノ下、下白金村ハ同村地内ニ至リ之ヲ定メ、本支

流ノ分量標ヲ建設スル事。

第三条 前条水量ヲ定ムルハ、実施経験五ヶ年ヲ経テ、後確定スルモノトス、尤モ経験中ハ本県土木課ニ於テ、仮リニ

分配スルモノトス。

第四条 本流用水路ノ樋管及分量標ハ、八ヶ年目臨時ヲ除ク 修繕シ、拾貳ヶ年毎ニ改築スル事。

第五条 樋管ハ、上白金村旧三ノ樋ヨリ巷尺下ケニ伏込ム事。

第六条 従来上白金村ヨリ小屋名村エ収メ来レル敷地米四石四斗ハ、用水組合之レヲ負担シ一時代金貳百貳拾円ヲ以テ仕

切り、下白金村ヨリ上白金及小屋名村エ収メ来レル敷地米貳拾四石八斗七升五合五勺モ亦、一時代金千貳百四拾参円

七拾七錢五厘ヲ以テ仕切、用水費ヨリ仕向來組合ノ専有ト為ス事。

第七条 用水開鑿創業費ノ内へ、上白金村ヨリ金四百円、下白金村ヨリ金八百五拾円出金スル事。

但出金期限ハ、明治貳拾壹年参月拾五日限り、厚見各務方県郡役所へ納付スル事。

第八条 用水路新設及歩抵メニ係ル、上白金村地内潰地反別町歩、此代金六百円ト定メ、下白金村地内潰地町歩、

此代金四百五拾円ト定メ、組合費ヲ以テ買ヒ上ル事。

但実施ノ上、反別ニ増減ヲ生スル場合ハ、本文代価ニ依リ算出スル事。

第九條 前条旧敷地買上代金ハ、明治貳拾壹年參月拾五日限仕払、新敷地ニ屬スルモノハ、該地工事着手ノ日より起算シ、年七朱ノ利子ヲ付シ、貳拾壹年拾貳月利子金ノミ仕払シ、貳拾貳年拾貳月ニ至リ、元利金共悉皆仕払スル事。
第十條 将来用水費ノ賦課法ハ、創業費ヲ目的トシ、芥見村外九ヶ村壹萬貳千円、上下白金村各八百円、合計壹萬參千六百円ヲ受高ト定メ、之ヲ賦課スル事。
第十一條 将来用水路修繕ニ要スル地所、第壹類地ハ地券面代価、第貳類地ハ地券面代価ノ四倍ト定メ、組合費ヲ以テ買上ル事。

但シ土取場土捨場等ハ、実地ノ景況ニ依リ協議ノ上、相当ノ手当金ヲ支払ウモノトス。

第十二條 将来用水費ノ賦課金ハ、通常聯合会ニ於テ議定スル期限ニ準シ、厚見各務方県郡役所へ納付スルモノトス、尤モ議定シタル成議案ハ、上下白金村へ一部ツツ送付スル事。

第十三條 用水路成工ノ上ハ、将来用水ニ係ル諸件協議ノ為メ、上下白金村ニ各委員一名ヲ 選舉シ、聯合村管理者へ報告スル事。

第十四條 前数条ニ於テ用水分量法及、潰地反別等予定ヲ以テ条約ヲ為スト雖モ、該工事ハ本県土木課ニ委託スルヲ以テ、其指揮ニヨルモノトス。

第十五條 此条約ヲ交換ノ日ヨリ双方之ヲ執行スルモノトス。右条約ヲ証明スル為メ、玆ニ記名証印ス。

明治二十一年一月十三日

各務郡芥見村外九ヶ村聯合村会管理者

厚見各務方県郡長 阿部直輔

武儀郡上白金村代理者

後藤 丈助 殿

後藤 幸治郎 殿

武儀郡下白金村代理者

松田 嘉兵衛 殿

山田 徳次郎 殿

これと同時に、上下白金両村の代理者よりは、同文の用水開鑿規約を、聯合会今管理者阿部郡長に交付したことは勿論で論である。

第三節 用水創業の予算成立

〔創立聯合村会の議案〕明治二十年四月今期一週間を以つて、各務用水聯合村会を招集、管理者阿部郡長開会し、これが議長となり、議事をすすめることとなつた。開会壁頭提出された議案は、次のとおり。

各務用水路新設費及臨時聯合会費支出予算

一金貳拾壹円三拾五銭

会議費

内訳

金壹円三拾五銭

備給

但書記一人一日金三拾銭及小使一人一日金拾五銭三日分見積如此

金壹円

消耗品

但薪炭油筆墨紙等見積如此

金拾五円

賄費

但議員一名一日金式拾五銭二十名三日分見積

金三円

印刷費

但議案及成案一部代五銭六十部代見積

金壹円

雜費

但農場借上料見積

一金壹萬六千七百三拾七円六拾五銭 土木費

内訳

金百七拾五円

測量費

但器械及諸色代人呈貨等凡金三百式拾円ヲ要セシ其内有志體金ヲ以テ百四拾五円支払殘金不足金及尚実測費見積

金百五円六拾三銭

事務所費

内訳

金式拾七円五拾銭

消耗品

但薪炭油一ヶ月金壹円五拾銭筆墨紙及茶代等一ヶ月壹円十一ヶ月分見積

金式拾五円

備品

但椅子テーブル火鉢土瓶茶碗其他入用品等見積

金拾六円五拾銭

雜費

但事務所備上ケ料一ヶ月金壹円五拾銭十一ヶ月分見積

金三拾六円六拾三銭

濫地取調費

但用水路敷地成出願手續其他取調費

金四百八拾円式拾銭

備給

内訳

金式百六拾四円

委員給料

但委員一名一ヶ月金八円三人分十一ヶ月分見積

金四拾九円五拾銭

臨時備給

但一人一ヶ月金四円五拾銭十一ヶ月分見積

金三拾三円

小使給

但一人一ヶ月金三円十一ヶ月分見積

金百円

慰勞手当

但岡田只次創業ニ付勞力及失費等砂カラス其報酬トシテ給与ノ見積

金三拾三円七拾銭

旅費

但工事申委員旅費見積

金壹萬五千九百七拾六円八拾式銭 工事費

内訳

金三千八百拾七円

砲管費

但砲管八ヶ所新築ノ見積

金三千八百拾七円

敷地買上ケ代

但武儀郡小屋名村外十ヶ村敷地買上代見積

金千四百六十三円七拾八銭 敷地米代

但武儀郡上下白金村旧溝敷米代見積

金三百円

土取場代

但上下白金村及芥見村分

金貳百円
 但上白金村外一ヶ所凡四軒移転料
 金六千四百貳拾六円七拾三銭
 但武儀郡始用水路新設費見積
 金百貳拾九円九拾六銭
 橋梁費
 合計金壹萬六千七百五拾九円

明治二十年度 芥見村 用水組合臨時聯合村費收入予算
 外九ヶ村

一金壹萬貳千九百
 (朱書) 村費

外 金三千五百円
 金二千二百五十円
 地方税補助之見込
 武儀郡上下白金村ヨリ募集之見込

内
 金三千五百三拾八円 芥見村
 金六百九拾六円 岩田村
 金八百拾六円 岩滝村
 金千九百三拾九円 大宮村
 金百拾四円 三柿野村
 金貳千四百八円 前洞村
 金六百六拾五円 西市場村
 金百八拾七円 山妻村

金百貳拾貳円 岩地村
 金千五百三拾四円 水海道村

右賦課方法ハ各村会之評決ニ任ス

徵收期限左之如シ
 金三千円 明治廿年五月卅一日限
 金三千円 八月十五日限
 金三千円 十二月十五日限
 金三千九百円 全 廿一年三月十五日限

各務用水維持規約

第一条 本規約ハ、用水維持ノ為設クルモノニシテ、本用水関係ノ諸件ハ、惣テ此則ニミダルルヲ得サルモノトス。
 第二条 用水路ハ、左記ノ如ク本支両流ニ区分ス。創業及今后修繕共、本流ハ聯合村費、支流ハ該用水利用ノ田圃ニ課シ、其村ノ負担ニ屬スベシ。
 但本流ハ、武儀郡小屋名村字松原杵口ニ起リ、上下白金芥見岩田ヲ経テ、又芥見村字四十八ヨリ分流シ、岩滝大宮ヲ経テ、境川ニ注入スルモノ及、各本流ヨリ各灌溉村ニ流通スル支流ハ、該村境迄ヲ本流へ組込修築スルモノトス。
 第三条 用水ヲ分配スルニ、其水量ハ各村ノ出金額(協議費寄付金其他何等ノ名義ヲ以テ出金スルモ總テ含有ス)ヲ標準トシ、其村々ノ樋口ニ於テ、歩合ヲ定メ配付スルモノトス。
 但シ、本文ノ水量ヲ定ムルハ、実地経験五ヶ年ヲ経ルノ后、確定スルモノトス、尤経験中ハ部長ノ指揮ヲ以テ、仮ニ分配スベシ。
 第四条 本水路境川へ流シ入ルハ、用水灌溉ノ時ニ限り之ヲ為シ、霖雨ノ候及用水不用ニ屬スル時ハ、該川ノ樋管ヲ打切、専ヲ捨入ノ方へ流シ捨ルモノトス。

第五条 夏期大川洪水ノ節、本村ヲメ切水防ノ備意ルベカラズ。

但水防等ノ為、小屋名村上白金村ノ二ヶ所、元村ニ一人ノ坂守役ヲ設ケ、一ヶ年金拾貳円ヲ給ス。

第六条 用水路新設及修繕ノ敷地、又ハ土取跡土捨場等、總テ入用ノ土地ハ地元戸長用水委員立会ノ上之レヲ定メ、地元戸長ヨリ所有者ヘ通知スルモノトス、此場合ニ於テハ、地主ニ於テ之レヲ拒ムヲ得サルモノトス。

第七条 用水路ニ係ル土地買上代金ハ左ノ區別ニ從ヒ、之レヲ定ムルモノトス。
一 耕地宅地ハ、地券代價ヲ以テ買上ル事。

一 山林原野ハ、地券代價三倍ヲ以テ買上ル事。
一 用水路ニ係ル土地買上代金ハ、一旦之ヲ借入トシ、其返済方法ハ、其土地工事着手ノ日ヨリ起算シ、年七朱ノ利子ヲ付シ、明治二十一年十二月ニ於テ、該年ニカカル利金支払ヒ、二十二年ニ至リ十二月限り、元利共ニ悉皆払渡スベシ。

第八条 土取場土捨場ハ、将来使用ノ目的ヲ斟酌シ、左之區別ニヨリ、相当手当金ヲナスモノトス。

土 取 場	土 捨 場
一反歩ニ付金三拾円以内	地券代價半額以内

第九条 管理者及戸長、又ハ議員三名以上ノ意見ヨリ、此規則ヲ更正加除セシトスル時ハ、通常ノ手續ヲ經テ、聯合村会ニ於テ、之ヲ定ムルモノトス。

第十条 向來新ニ灌漑ノ水量ノ増加ヲ求ムルモノハ、聯合会ノ意見ヲ以テ、許可スル事ヲ得。
但起業費分配ヲ受ケシメ、該金ハ本会永続金トシ、保存スルモノトス。

各務聯合用水委員設置規則

第一項 用水委員六名ヲ置キ、武儀郡小屋名村ヨリ、各務部ヲ經テ、厚見郡水海道村ニ至ル、十ヶ村聯合用水ニ關スル諸務ニ從事セシムルモノトス。

但事務取扱ハ、別冊用水委員事務取扱手續ニ拠ル。

一 一名ヲ長トシ月俸拾円ヲ給シ、一名ハ月俸四円、自余ハ三円五拾錢トス。

一 長及四円ノ兩名ノ、郡長ノ特撰ニ任セ、自余ノ四名ハ、各役場区内ヨリ、一名ツツヲ選舉スルモノトス。

一 三柿野村ハ、伊飛島役場委員ノ負担トス。

第二項 用水委員ノ任期ハ、工事ノ完了ヲ俟チ郡長之ヲ解任ス、若草業ニケ年ヲ經過スルモ工事終ラサル中ハ、更ニ改選スルモノトス。

但前任者ヲ改選スルモ妨ケナシ。

第三項 用水委員事務繁劇ニ涉ル時ハ、郡長ノ認可ヲ受ケ、臨時雇員ヲ置ク事ヲ得。

第四項 用水委員及臨時雇ノ給料旅費日当ハ、左ノ額ニ依リ、支給スルモノトス。

役 員	給 料	旅 費	片 道	一 里	滞 在	日 当	每 一 日
用水委員	月給 四 三円五十錢	五	錢	三	拾	錢	
臨時雇	日給 拾五錢	五	錢	三	拾	錢	

一月給支給ノ方法ハ、就任ノ日ヨリ日割ヲ以テ支給ス、退任ノ時又同ジ。

一 工事線路区域内及区域外ト雖トモ、一里未満ノ地ハ、巡回並出張ハ、旅費及滞在日当ヲ給セス。

一 晝夜兼行ノ旅費ハ、本額ノ五割増トス。

一 旅費ヲ要スル時ハ、其都度派出先ニ於テ、戸長ノ認印ヲ請フベシ。

各務用水委員事務取扱手続

- 第一条 用水委員ハ、組合村々用水工事ノ事務ヲ、其節ノ指揮ニ隨ヒ、勉弁スル事。
- 第二条 用水事件ニ関スル其節へ伺届等ヲナシ、又ハ区域外ニ係ル事業ノ取調ヲナス事。
- 第三条 水路修繕ニ係ル箇所ノ取調ヲナス事。
- 第四条 工事申付ハ、場所付又ハ巡視ヲナス事。
- 第五条 敷地土取場土捨場等ノ取調ヲナス事。
- 第六条 敷地土取場土捨場家屋移転等、買上代手当料実地検査ノ上、取調ヲナス事。
- 第七条 出水暴風等ノ節ハ勿論、時々水路ヲ巡回シ、若シ損傷危険等ノ箇所アル時ハ、速ニ其筋へ申報スル事。
- 第八条 非常急破等アル時ハ、臨時最寄村総代ト協議防禦スル事。
- 第九条 工事ニ関スル諸費ノ下渡ヲ要スル時ハ、掛官ノ認印ヲ受ケ、郡長へ請求スル事。
- 第十条 事務所ニ関スル諸費ノ下渡ヲ要スル時ハ、委員二名以上連署ヲ以テ、郡長ニ請求スル事。
- 第十一条 金銭ノ出納ハ、別記書式ニ依リ、明細ニ帳記スベキ事。
但出納簿ハ、毎旬郡衛主任官ノ検印ヲ受ケ可シ。
- 第十二条 郡衛ヨリ金銭ノ支払ヲ受ケタル時ハ、出納簿正副二冊ヲ製シ、一冊ハ郡衛ニ差出シ、一冊ハ事務所ニ備へ、正副共割印検印ヲ受ケルモノトス。
- 第十三条 用水ニ関スル諸書類及器械雑品ヲ保管スル事。

〔第二説会で流会〕しかして第一説会は異議なく通過したが、二説会に移り、議員中より「大専業の事故考案の為め暫時休憩したし」との要求があり、阿部議長は休憩を宣したところ、村費の負担額に不平を持つ、前洞・西市場・山後・岩地・三柿野五カ村選出議員は退場し、次いで辞職したので、遂に半数の議員を失い、且つ会期も尽きた為、華々しく発足せんとして各務用水は、又復故に一頓挫を來した。

同用水に最も熱心な岡田只治、横山忠三郎等は、調停斡旋につとめたが遂に打解の途を見出すに至らなかつた。
〔仲裁人の斡旋で解決〕茲に岩瀧村真願寺住職醍醐秀芳は、各務郡同盟会を發起し同志を募り、同年九月これが発会式を新加納少林寺に催し、臨席した小崎知事は起つて、「各務郡と加茂郡西部の如き未開の土地は他にない、それを改良せなければならぬ、人智も発達せねば他郡に劣ること甚しい」と、厳しい批判を加えてその發奮を促した、式後の宴席において「今回の各務郡西北部新規用水起工に付、誰か調停して成立させたいものだ」との口吻を洩らした。これを聞いた各務村戸長五島半平、伊飛島村外四カ村聯合戸長河合龜次郎の両人が、仲裁に立ち交渉したところ、四カ村で六百円負担額を減じて呉れとの条件であつた。併し芥見岩田岩瀧の上三カ村では、法律上なれば兎も角、申合せで引受けることは出来ぬとして受けつけず、中立の大宮水海道の両村は、六百円の内四百円まで四カ村で引受くれば異議ないとの態度を執り、残る二百円の出所さえあれば、円満解決の見通しがついた。引くに引かれぬ仲裁人は、自腹を切ることにし議案には大宮村別途受高とし、用水は仲裁人の望みに任せ、附近原野の開墾地を目標とする見込みを樹て、郡長（管理）の承諾を得て、漸し円満解決の話が纏まり、仲裁人より大宮村へは、次の一札を差入れて解決を図つた。

差 入 書

一 今般拙者共、芥見村外九ヶ村用水路開墾費用組合折合仲裁ニ立入候処、原案ノ内貴村割当リノ次、項外費金壹百九拾九円ハ、拙者共ヨリ出金方可ニ取斗一義ニ付、御村方ニ更ニ関係無、尤水路モ該金相当之水ハ、他村工配布候共拙者從意ニ任セ被置度、其節樋口ハ、其地方ト立会ノ上取極可申、依テ此証差入置候也。

明治式拾六年拾月式拾六日

各務郡各務村
五 島 半 平
各務郡伊飛島村
保証人 河 合 龜次郎

各務郡大宮村議員組合惣代

横山伊八殿
横山勇藏殿
横山田藏殿
横山忠三郎殿

(予算並諸規定議決) 斯くて翌十一月二十五日、先に辞職した五カ村の議員選挙を待ち聯合村会を開き、予算案は次のとおり、維持規約その他諸規定は、前回の提案したが、各案共一萬千里で可決確定した。流会后七ヶ月の生みの悩みをつづけ、茲に各務用水事業費予算は漸く誕生した。

自明治二十年度各務郡外九ヶ村用水組合聯合村費支出成議案
至明治廿二年度

明治二十年度分

一金貳拾老円三拾五銭 会費

内訳

金壹円三拾五銭

内金九拾銭
金四拾五銭

書記給料
小使給料

金壹円

消耗品
賄費 但議員弁当料

金拾五円

印刷費

金壹円

雑費 但議場借上料

一金壹萬貳千百三拾老円拾五銭

土木費

外金三千五百円

外金二千二百五拾円

内訳

金百七拾五円

金百五円六拾三銭

金四百八拾円貳拾銭

金壹萬貳百貳拾六円八拾貳銭

金百四拾三円五拾銭

明治廿一年度分

一金四千五百拾円六拾九銭

内訳

金四千四百円

金四百拾円六拾九銭

明治廿二年度分

一金四千八拾四円拾九銭

内訳

金三千八百拾七円

金貳百六拾七円拾九銭

合計金貳萬七百四拾七円三拾八銭

地方税補助ノ見込
武儀郡上下白金村ヨリ募集ノ見込

測量費

事務所費

備給

工事費

借入金利子

土木費

借入金償却

借入金及敷地代金利子共

土木費

敷地代金償却

敷地代金利子

自明治二十年度各務郡芥見村用水組合聯合村費收入予算成算案
至明治廿二年度外九ヶ村

明治二十年度分

一金七千九百拾七円

借入金

内

金四千百円

現金借入

金三千八百拾七円

敷地代金借入

一金四千貳百三拾五円五拾銭

村受

(朱書)

外金三千五百円

地方税補助ノ見込
武蔵郡上下白金村ヨリ募集ノ見込

内

金千貳百七拾三円九拾五銭

芥見村

金貳百四拾八円四拾五銭六厘

岩田村

金貳百九拾三円八拾貳銭八厘

岩滝村

金六百九拾八円貳拾銭

大宮村

金百九拾九円

大宮村

金四拾壹円五銭

三柿野村

金六百七拾六円貳拾三銭四厘

前洞村

金百六拾四円貳拾銭四厘

西市場村

金五拾五円四拾五銭老厘

山後村

金三拾四円貳拾銭三厘

岩也村

金五百五拾円九拾貳銭四厘

水海道村

計金壹萬貳千五百五拾貳円五拾銭

明治二十一年度分

一金四千五百拾円六拾九銭

村受

内

金千四百貳拾三円六拾銭五厘

芥見村

金貳百七拾七円六拾四銭老厘

岩田村

金三百貳拾八円三拾四銭老厘

岩滝村

金七百八拾円貳拾銭九厘

大宮村

金四拾五円八拾六銭九厘

三柿野村

金七百五拾五円六拾九銭四厘

前洞村

金百八拾三円四拾七銭九厘

西市場村

金六拾壹円九拾七銭貳厘

山後村

金三拾八円貳拾三銭五厘

岩地村

金六百拾五円六拾四銭五厘

水海道村

明治廿二年度分

一金四千八拾四円拾九銭

村受

内

金千貳百八拾九円壹銭七厘

芥見村

金貳百五拾壹円三拾九銭五厘

岩田村

金貳百九拾七円三拾銭老厘

岩滝村

金七百六円四拾五銭六厘

大宮村

金四拾壹円五拾三銭六厘 三柿野村
 金六百八十四円拾九銭四厘 前洞村
 金百六拾六円拾三銭八厘 西市場村
 金五拾六円拾銭四厘 山後村
 金三拾四円六拾銭八厘 岩地村
 金五百四拾七円四拾四銭壹厘 水海道村
 合計金貳萬七百四拾七円三拾八銭
 右賦課方法ハ各村会ノ評決ニ任ヌ
 徴取期限

明治二十年度

金千八百九拾三円 明治二十一年一月十五日限

金貳千四百四拾三円五拾銭 明治二十一年三月十五日限

金百九拾九円 同 年三月三十一日限

明治廿一年度

金四千五百拾四円六拾九銭 明治二十一年十二月十五日限

但借入金元利金及用水路敷地代金利子金共

明治廿二年度

金四千八拾四円拾九銭 明治二十二年十二月十五日限

但用水路敷地代金元利金共

〔芥見村の原案執行〕 聯合村会で村受額の決定を見、これが賦課徴収方の通知を受けた、芥見村外三ヶ村聯合役場戸

ない」と主張し、遂に原案破棄となつたが、同戸長は一村の村会を以つて棄却できないものとして、翌四月九日付原案
 執行の伺いを出し、同月十三日小崎知事より「具申之通施行すべし」との指令を得た、よつて同月三十日その旨阿部郡
 長に届出でた、伺及び届は次のとおり。

御 伺

各務郡芥見村始メ用水新設ニ付、客年拾月聯合村会開設相成、則該費各村課額評定候ニ付、芥見村該当ノ課額賦課法村
 会、去ル三拾日開会候処、議員中該費ハ戸別ニ課スヘキモノニ非スト論ヲ主張セシヨリ、終ニ原案破棄相成、然ルニ該
 費ハ一村ノ村会ヲ以テ棄却難ニ相成一義ニ有レ之候ニ付、原案執行仕度ニ付、宣敷御許可相成度別紙相添ヘ奉レ伺候也。

明治二十一年四月九日

岐阜県各務郡芥見村外三ヶ村

戸長 田上宮之丞 印

岐阜県知事小崎利準 殿

財第三七号

書面之趣具申之通り施行スヘシ
 明治貳拾壹年四月拾參日

岐阜県知事 小崎利準 知事之印

各務郡芥見村始メ用水新設費芥見村受金額賦課之為メ、曩ニ村会開設候処、該会ニ於テ右費破棄ニ付、別紙写之通、伺出候処、原案施行之旨指揮ニ相成り候条、別紙相添へ御届申上候也。

明治貳拾一年四月三十日

各務郡芥見村外三ヶ村

戸長 田上宮之丞

厚見各務方泉部阿部直輔 殿

〔滞納者に強制執行〕 各務用水の村受額について、原案執行を見た芥見村外三ヶ村戸長役場は、芥見村、岩田村、岩滝村および、用外区域外の大洞村の組合であつて、用水反対の急先鋒芥見村をはじめ、岩田岩滝両村の用水反対者は、原案執行による各戸の用水費を、一斉滞納の挙に出でた。茲において田上戸長は、断乎として強制執行するに決し、個人としては最も昵懇の者から着手したが、反対者も皮肉に出て、差押物件の保管を拒絶したので、運搬の為め人夫を雇おうとしても応ずる者がなく、止むを得ず長良川対岸の古津から人夫を雇つて運搬したという。このように事毎に反対の嵐の中に立ち、幾多の困難を乗り越えて敢然として大事業を遂行した用外派幹部の心事は、実に悲壯なものであつた。〔出作地主との協約〕各村は多少とも他村からの地主があり、この出作地主に対しては、一片の賦課告知書が徴収することは困難なので、預め用水開鑿について賛成を求めて置き、組合費徴収に備えるという周到さでことが運ばれた。尤もその一例として、二十年十二月各務郡大宮村で、用水区域の内外を問わず、他村地主五十名に対し次の一札を差入

各務郡芥見村外九ヶ村用水開鑿ニ付出作協賛費規約書

今回各務郡外九ヶ村用水開設之儀、從來早冠ニ苦ム、依テ土地ヲ改良シ民福ヲ得セシムルノ基本ニ付、苟モ該地方ニ土地ヲ所有スル者、実ニ賛成ノ至ニ付、該工事ノ創業費ハ勿論、将来維持費用共、大宮村々会ニ於テ決定セシ賦課方法ヲ標準シテ、相当ノ出金額ヲ定メラレシ所轄戸長役場ヨリ通知ノ日限ニヨリ、無_ニ遅滞_一出金可_レ致候、因_テ為_ニ後日_一各記名捺印之上茲ニ規約証書差出シ置候也

各務郡大宮村地内

同郡岩田村地主

羽栗郡笠松村地主

各務郡前洞村地主

田 上 宮之丞
村 井 治兵衛
石 田 伝左エ門
石 田 捨治郎
石 田 源四郎
石 田 太平次
石 田 久兵衛
石 田 助左衛門
石 田 磯右衛門
横 山 新 助
横 山 源 助
横 山 市之丞

各務郡三柿野村地主

全郡伊飛島村地内

辻 井 栄 助
川 島 文左衛門
棚 橋 新右衛門
河 合 多 助
真 鍋 宅治郎
辻 井 佐重郎
杉 山 伝 七
兼 松 市 平
河 合 新 助
水 野 勝三郎
金 武 勇三郎
水 野 唯 七
水 野 德治郎

備考 全部捺印シ支配人アル分ハ支配人捺印セリ

第四節 用水維持規約決定

〔用水維持規約議決〕 各務用水創業費予算議決の聯合村会において、用水維持規約を議決し、用水開墾及び維持方法を定め、且つ区域内の土地所有者は、これを遵守すべきものと規定した、すなわち次のとおり。

各務用水維持規約

- 第一条 本規約ハ、用水維持ノ為メ設クルモノニシテ、本用水路関係ノ諸件ハ、総テ本則ニ悖ル事ヲ得サルモノトス。
- 第二条 用水路ハ、別図之如ク本支両流ニ別レ、甲乙線路及今后修繕共聯合村費、支線路ハ其村負担スルモノトス。
但本流甲ハ、総テ聯合村ニ係ルモノ、乙ハニヶ村以上聯合スルモノヲ出フ、支流ハ一村限り設クルモノヲ云フ。
- 第三条 用水ヲ分量スルハ、各村ノ出金額（協議費寄付金其ノ他何等ノ名義ヲ以テ出金スルモ総テ含有ス）ヲ標準トシ左ノ方法ニ拠リ、其村受字都合ニ依リ、便宜樋口ヲ設ケ歩合ヲ定ムルモノトス。
但本文ノ水量ヲ定ムルハ、本県土木課及郡長ノ担担ヲ請ヒ、予定三ヶ年ヲ経テ後チ確定スルモノトス、尤モ経験中ハハ、郡長ノ指揮ヲ以テ仮リニ分配スヘシ。
- 第四条 養水不用（九月廿日ヨリ）ニ属スル時ハ、該川ノ樋管ヲ打切、専ラ捨込ノ方ヘ流捨ルモノトス。
- 第五条 用水將來維持規約実施ノ為メ、惣代委員三名ヲ、常ニ設置スルモノトス。
但選挙規則及事務取扱手続ハ、工事成功之上、聯合会ノ評決ヲ以テ之ヲ定ム。
- 第六条 村守役ヲ設ケ、洪水暴風雨等總テ急破ノ節ハ、本村ヲメ切、必要ノ箇所水防ノ備意ルヘカラス。
但水防等ノ為メ、芥見村元ハニヶ村守役ヲ設置スルモノトス。
- 第七条 用水線路ニ係リ、新規水車営業開設スルヲ許サス。
但組合聯合村会ノ評決ヲ經ルモノハ、此限ニアラス。
- 第八条 用水路新設修繕ノ敷地、又ハ土取場土捨場等總テ入用ノ土地ハ、地元戸長用水委員立会之上之ヲ定メ、地元戸長長ヨリ所有者ヘ通知スルモノトス。此場合ニ於テ地主之ニ拒ムヲ得サルモノトス。

全郡岩滝村地主

森 久助
杉 浦 新七
杉 浦 佐左エ門
森 又三郎
加 藤 弥左エ門
加 藤 嘉十郎
横 山 栄太郎
杉 浦 勘右エ門
森 友右エ門

愛知果丹羽郡稲置村地主

森 勲

各務郡前洞村地主

平 光兵藏
津 田 多十郎
宇 野 条七
津 田 勘助
松 岡 嘉助
津 田 源四郎
津 田 勘太郎
松 岡 直右エ門

全郡三井村地主

厚見郡加納町地主

森 菊治郎
加 藤 重右エ門
龜 山 幸右エ門
井 上 嘉兵衛
大 野 泰治
岩 井 初治郎
加 藤 菊治郎

第九条 水路ニ係ル土地買上代金ハ左ノ區別ニ從ヒ、之ヲ定ムルモノトス。

一 耕地宅地ハ、地券代価ヲ以テ買上ル事。

一 山林原野ハ、地券代価三倍ヲ以テ買上ル事。

但將來水利ヲ得サルモノハ、前条ノ例ニ準ス。

一 水路ニ係ル土地買上代金ハ、一旦之ヲ借入代金トシ、返済法ハ、其地工事着手ノ日ヨリ起算シ年七朱ノ利子ヲ付シ明治二十一年十二月ニ於テ、該年ニカカル利金支払ヒ、二十二年ニ至リ十二月限り、元利共ニ悉皆払込スヘシ。

第十条 土取場土捨場ハ、將來使用ノ目的ヲ斟酌シ、左ノ區別ニ據リ、相当手当金ヲ為スモノトス。

但潰地トナル分ハ、前条ノ例ニ據ル。

一 土取場一反歩ニ付、金三十拾円以内トス。

一 土捨場地券代価ノ半額以内トス。

第十一条 家屋移転ヲ要スル時ハ、左ノ區別ニ依リ、相当手当金ヲナスモノトス。

一 土台付平宅坪、金八拾錢以内。

一 無土台平宅坪、金五十錢以内。

なおその後の聯合村会において、次のとおり規約追加案を可決し、開墾事業遂行上の障害を除去した。

各務用水維持規約追加案

第六条ノ次へ

第七条 水路測量及敷地、又ハ敷地外ト雖モ、工事障礙ノ木竹ハ、所有者立合取払、相当代価ヲ所有者へ支給スルモノトス。

第八条 用水敷地及土取場等、買入ノ節作付アル時ハ、時価ヲ以テ買上ルモノトス。

但未熟ノモノハ、種子肥料及耕耘手間代等ヲ見積、相当ノ手当ヲ支給スルモノトス。

第七条ヲ第九條第八條ヲ第十條トス。

第十条ノ次へ

第十一条 相当價格ヲ定ムルハ、關係ナキ地ノ商買三名以上ノ入札ヲ以テ定ムルモノトス。

第九條ヲ第十二條トシ、以下順次繰下。

末條へ

右規約ノ条々、本工事組合村々土地所有者ニ於テハ、堅リ遵守スルモノトス。

〔用水開墾委員設置〕これと同時に、次のとおり各務厚見聯合用水開墾委員設置規則並びに、同委員事務取扱手続を議決し、管理者の指揮を受けて、用水についての諸務を処理させることとした。次いで同規則に基き聯合村会は、同委員候補者八名を選挙したので、管理者阿部郡長は、この内より横山忠三郎・北川栄三郎・龜山儀兵衛・平光四郎の四名を選抜任命し、この外に管理者より岡田只治を持任して、事業遂行上萬全を期した。

各務聯合用水開墾委員設置規則

第一項 用水開墾委員四名ヲ置キ、武儀郡小屋名村ヨリ、各務郡ヲ經テ、厚見郡水海道村ニ至ル、各務用水ニ關スル諸務ニ從事セシムルモノトス。

但事務取扱ハ、別冊用水開墾委員事務取扱手続ニ據ル。

第二項 用水事務所ヲ、各務郡岩滝村惣純寺ニ置クモノトス。

第三項 用水開墾委員ノ選舉ハ、聯合村会議員ヲシテ、定員ノ二倍ヲ投票セシメ、郡長之ヲ選抜ス。

第四項 用水開墾委員疾病事故アリテ退任スル時ハ、郡長ハ第三項ノ手続ニ依リ、其補欠員ヲ投票ケシム。

第五項 用水開墾委員ノ任期ハ、工事完了ヲ俟チ郡長之ヲ解任ス、若二ケ年ヲ經過スルモ工事終ラサル時ハ、更ニ改選スルモノトス。

但前任者ヲ再撰スルモ妨ナシ。

- 第六項 用水開鑿委員事務繁劇ニ渉ル時ハ、郡長ノ許可ヲ受ケ、臨時雇員ヲ置ク事ヲ得。
- 第七項 用水開鑿委員及臨時雇小使ノ旅費日当ハ、左ノ額ニ依リ支給スルモノトス。

役 員	給 料	旅費片道一里	滞在日当每一泊
用水委員	月給 六円	五 銭	三十 銭
臨時雇	日給 拾五 銭	五 銭	三十 銭
小 使	月給 貳円	〇	〇

- 一月給支給方ハ、就任ノ月ハ日割ヲ以テ支給ス、退任又同シ。
- 一工事線路区域内及区域外ト雖モ、一里未満ノ地へ巡回並ニ出張ハ、旅費及滞在日当ヲ給セス。
- 一雇夜兼行ノ旅費ハ、本額ノ五額増トス。
- 一旅費ヲ要スル時ハ、派出先ニ於テ其都度、戸長役場ノ認印ヲ請フヘシ。

各務用水開鑿委員事務取扱手続
厚見

- 第一条 用水開鑿委員ハ、組合村々用水工事ノ事務ヲ、其筋ノ指揮ニ随ヒ処弁スル事。
- 第二条 用水事件ニ関スル其筋へ伺届等ヲ為シ、又ハ区域外ニ係ル事業ノ取調ヲ為ス事。
- 第三条 水路ニ係ル箇所ノ取調ヲ為ス事。
- 第四条 工事中ハ通所付又ハ巡視ヲナス事。

- 第五条 敷地土取場土捨場等ノ取調ヲナス事。
- 第六条 敷地土取場土捨場家屋移転等ハ地元戸長立会ノ上買上代手当料ヲ、実地検査ノ上定ムル事。
- 第七条 出水暴風雨等ノ節ハ勿論時々水路ヲ巡視シ若損傷危険等ノ箇所アル時ハ速ニ其筋へ申報スル事。
- 第八条 非常ノ急破アル時ハ臨時最寄村惣代ト協議防禦スル事。
- 第九条 非常急破出水暴風雨等ノ為メ人夫諸色ヲ使用セシカ又ハ器具ノ損傷セシ時ハ其員救理由ノ取調ヲナス事。
- 第十条 工事ニ関スル諸費ノ下渡ヲ要スル時ハ掛官ノ認印ヲ受郡長へ請求スル事。
- 第十一条 事務所に關スル諸費ノ下渡ヲ要スル時ハ委員三名以上巡署ヲ以テ郡長ニ請求スル事。
- 第十二条 金銭出納ハ別記書式ニ依リ明細ニ帳記スヘキ事。
但出納簿ハ毎旬郡衛主任官ノ検印ヲ受クヘシ
- 第十三条 郡衛ヨリ金銭ノ支払ヲ受ケタル時ハ出納簿正副式冊ヲ製シ一冊ハ郡衛ニ差出一冊ハ事務所ニ備ヘ正副共互ニ出納ノ検印ヲ受クヘキ事。
- 第十四条 用水ニ関スル諸書類及器械雑品ヲ保管スル事。

〔用水事務所の設置〕 なお用水事務所を、各務郡岩滝村惣純寺に設け、用水開鑿委員の執務場としたが、二十一年二月より測量が開始され、同委員はこれが案内を兼ね立会外、諸般の交渉等の為め、同事務所は、折に触れて開く打合場の観があつた。しかして其の後同事務所は、工事施行上不便な為め芥見村に移転した。なお工事進捗の都合により、一時大島浄念寺に臨時出張所を設けた。

第五節 芥見村の反対運動

〔反対運動の概況〕 各務郡芥見村外三ヶ村組合村会が、創業費予算の賦課を否決し、田上戸長の申請により原案執行となつたことは、既記のとおりで、否決の理由は、「村に賦課されたものであり、各戸に課すべきものでない」というにあつたが、実際は村民の反対機運の反映したのに外ならぬこの反対の機運は、芥見村を始め岩田村岩滝村等に多かつ

た。今横山忠三郎の「各務用水に関する経歴書」から、その概況を抜いて見る。すなわち用水費賦課の原案執行後において、

それより益々反対者増長して、聯合村会取消の請願書を内務大臣與知事郡長等へ數回差出し、或は此処彼処に大勢集合をなし、あるいは糞笠にて郡衙に迫る等、又自由充員を利用して各所に反対演説会を催し、測量に障害ある立竹木を伐払たり連委員を告訴し、測量官及び委員に脅迫ケ間敷行為に出で、其の困難一方ならず、事務所は夜間に至つては係員の外出來ざる程の事なり、夫れが益々下筋へも延びて、再び下筋聯合村会議員の内統々辞任する者あり、あるいは取消に調印するあり、其の内芥見村水路敷地に係る地主宮田すての所有地を、自由黨員島寿友吉なるものに売渡し水路敷地たるを差拒み、その外種々障害をなす等、管理者郡長を始め委員の者困難一方ならず。

と記している。左に反対運動の主なるもの二三について詳述する。

御 願

一回回用水路開発之趣ニ付、組長惣代ヲ尋召仕候処、組長一同右了知トノ益ヘニ付、開発無之管ナルモ、現今実地測量等相成候間、若一開發相成候得者、予テ養蚕収益ノ有之ヲ候付、一同桑苗多分權付之有ルニ付、五ヶ年間延期御願被レ下度、氏段連署ヲ以テ奉レ願候也。

明治二十一年三月十七日

各務郡芥見村
龜山 政右衛門 外參百四拾人

次いて同年四月三十日、芥見村民多数は養蚕委で、岐阜市西別院境内に集合し、管理者郡長に請願の儀ありとて、當時同別院南側にあつた郡役所に押し寄せんと不穩の状況があつたので、岐阜警察署より警官出張して警戒且つ訓諭の結果、幸いに事なきを得た。

〔委員及人夫を告訴〕 各務郡芥見村篠田常太郎は、二十一年十月二日、用水開發委員岡田只治等が、測量の為め同人所有地に立入り、測量に障害ありとて濫りに、松及び檜木尺廻り以上式尺廻りのもの四十本を無断伐採したとて、同月八日付を以て岡田只治・平光田四郎・龜山儀兵衛の三委員及び、人夫龜山治左エ門・岡喜兵衛・同末五郎・同源四郎・後藤丈五郎の五人を告訴した、すなわち告訴状は次のとおり、

岐阜県美濃国各務郡芥見村六番地平民
告訴人 篠田 常太郎

害植物之告訴
全県全園山県郡戸田村二番地平民 被告人 岡田 只治
全県全郡厚見郡海道村四番地平民 同 平 光 田 四郎
全県全園各務郡芥見村二番地平民 同 龜 山 儀 兵 衛
同 龜 山 治 左 衛 門
同 龜 山 喜 兵 衛
同 龜 山 末 五 郎
同 龜 山 源 四 郎
後 藤 丈 五 郎

右告訴人篠田常太郎謹ヲ奉レ上申候、今般被告新入岡田只治等七名ニ対シ、板寄事牛告訴候、岡田只治等ノ事実

左ニ開申仕候。

一明治廿一年十月二日告訴人篠田常太郎ハ、私用ノ為メ他出中、被告人岡田只治・龜山儀兵衛・平光四郎ノ三名ハ、被告人龜山治左衛門・龜山喜兵衛・龜山末五郎・龜山源四郎・後藤丈五郎ノ五名ヲ引卒シ来リ、告訴人篠田常太郎カ所有、芥見村字中野畑山林ヘ漫リニ立入、松及檜木四拾本(尺ヨリ二尺迄)乱伐シアル事ヲ、告訴人篠田常太郎歸村ノ上之ヲ目撃セリ、因テ被告告訴人龜山末五郎等ニ詰問セシ度、被告人岡田只治・龜山儀兵衛・平光四郎等ノ差圖ニ依リ伐採セシ旨弁解シ、龜山儀兵衛ニ対シ、果シテ被告告訴人龜山末五郎等の陳述セシニ相違ナキヤ、然否ヲ確カメタル処、被告告訴人龜山治左衛門等カ陳述ニ違ハス、素ヨリ該地タルヤ、各務郡芥見村九ヶ村聯合用水敷地ト相成ルモノナリト答ヘタリ、然ルニ今日ニ至ル迄、何レヨリカ如シ、斯事ヲ、告訴人篠田常太郎ハ告知ヲ受タル事ナシ、突ニ被告告訴人等ハ人ノ所有權ヲ蹂躪スル、何ソ暴戻ナルヤ、仮令共同ニ供スルモノタリトモ、所有者ノ承諾ヲ待ツテ着手スルハ、理ノ然ラシムル所ト存シ候、然ルニ本件ノ如キハ決シテ然ラズ、之レ被告告訴人等ハ、人ノ植木ヲ毀損シタル所為アリト云フベシ、叙述セシ如クニ御座候條、被告告訴人等御審問、相当之御処罰アラシムル事ヲ、伏テ告訴仕候也。

明治廿一年十月八日

篠田 常太郎

岐阜 輕罪 裁判所

檢事 澄川 拙三 殿

この告訴状は、岐阜警察署新加納分署に廻付されたので、同月十三日早朝加古藤米治郎巡査が出張、現場の实地調査を行い、同日廿三日午後被告告訴人龜山儀兵衛及び、用水開鑿委員横山忠三郎の兩名が、新加納分署に出頭して実情を具陳し、且つ次の手続書を提出した。

手 続 書

各務郡芥見村二番地平民農

被告人 龜山 儀兵衛

右被告告訴人龜山儀兵衛申上候、今般各務郡芥見村平民篠田常太郎ヨリ私共ニ対シ、害植物ノ告訴ニ及ヒタル旨ヲ以テ訊問相成候得共、私共ニ於テハ、告訴人ノ植物ヲ害シタル義更ニ無レ之、只現時着手中ニ有レ候リ、各務郡芥見村外九ヶ村用水路ノ敷地ニ当ル場所ニシテ、古田甚三郎ノ所有地内之樹木ハ、水路ノ開鑿ノ為メ伐採ヲ得ザル儀ニ付、公然伐採セシメ候、然ルニ今回意外ノ告訴ヲ受ケ突ニ不思議千萬ニ候、元來伐採ノ地ハ已ニ用水路敷地ト相成居候、毫モ(權利) ナキ場所ナレバ、樹木ヲ伐採シテ之ヲ開鑿スルモ、用水委員ノ職務上ナレバ、敢テ差支ナキ義ト心得罷在リ候付、實際ノ事實御探知被レ下度、左様被レ下候ヘバ明瞭仕可ク奉レ存候。

右

龜山 儀兵衛

新加納警察分署長

警部補荒木熊吉

殿

この手続書と用水委員の具陳により、伐木は用水維持規約の範囲内の事であり、且つ樹木は古田甚三郎のものと判明し、告訴は却下された。しかしこのように執拗な妨害に、将来工事の運び方について憂慮し、二十一年十二月十日、委員及び有志は郡役所に出頭したが、管理者阿部郡長は辻郡書記をして、「芥見村不服者の地面は、用水敷地に相成る旨説諭いたし、服せざる者は、郡役所へ召し連れ出頭の旨申し聞かせ、まれも服せざるときは、相かまわず規約通り、委員において工事を相運ぶべし」と断乎たる指示をし、工事を遅延せぬよう言明した。因みに告訴人篠田常太郎は妨害の手をゆるめず、二十二年二月二十四日芥見村八幡若社において、反対民数名と共に用水委員岡田只治を殴打した。

〔自由黨員の詰問状〕 各務用水開鑿に際し、その反対運動に便乗して、これを党勢拡張に利用した自由黨員島森友吉は、二十二年二月十三日付、次の三ヶ状の詰問状を、管理者阿部郡長に差出した、これに対して阿部郡長は、「用水維持規約による」と、あつさり片つけた。

岐阜県美濃国各務郡芥見村外九ヶ村用水開鑿ノ件ニ付御伺

岐阜県美濃国各務郡芥見村外九ヶ村新設用水路開鑿ノ工事、今ヤ芥見村ニ着手セラルルニ際セリ、該工事上ノ件ニ付、聊か了解シ、得サルノ義有レ之候間、其疑上ノ廉ヲ謹而左ニ開陳シ奉レ候候。

一今度芥見村ヨリ用水路開鑿相成哉ニ付而ハ、人民所有地等ニシテ、用水線上敷地ト定メラレタル土地ハ、其敷地代価等ハ、其土地所有者ト代価商議ノ候、相当代価相定土地所有者ノ承諾ヲ經テ、然シテ後用水路開鑿セシメラルルモノナル哉。然ルニ非ラザル義ニ候。

二明治貳拾年中各務郡芥見村外九ヶ村聯合村会ヲ開設シタル際ニ於テ、各務用水維持規約ナルモノヲ議決シタル、其規約ノ第一ニ曰ク、「本規約ハ用水路維持ノ為設クルモノニシテ、本用水関係ノ諸件ハ、總テ此規則ニ據ル事ヲ得サルモノトス。」又第九ニ曰ク「用水路ニ係ル土地買上代金ハ、左ノ區別ニ從ヒ之ヲ定ムルモノトス。其一項ニ曰ク「耕地及宅地ハ、地券代価ヲ以テ買上ル事」、其二項ニ「山林原野ハ、地券代価三倍ヲ以テ買上ル事」トアリ、此ノ第九條ノ第一第二項ニ抱リテ、用水敷地ヲ買上ラルルモノナルカ此規約アル以上ハ、土地所有者ト用水敷地ノ代価等ハ、商議スル迄モナク該規約ニ據リ、用水路トシテ開鑿セシメラルルモノナルヤ、將タ該規約ノ他ニ制規ノアル有リテ、土地所有者ノ承諾ノ有無ヲ問ハス、又敷地代価ヲモ定メズシテ、用水路ヲ開鑿セシメラルルモノナル哉。

三若シ制規モ無ク、濫リニ土地所有者ノ承諾ナキヲモ願ス、敷地代価ヲモ定スシテ、用水路ヲ開鑿セラルルトセバ、夫レ人民タルモノノ最モ貴重スベキ所有者權利ヲ、如何シテ全フスル事ヲ得ルヤ、本年一月十八日ヨリ我カ芥見村ノ内、宇鹿峠ト称スル所ヲシテ、用水路ヲ開鑿セラルルヲ視ルニ、土地所有者ト敷地代価ノ商議モナク、當ニ商議ナキノミナラス、土地所有者ノ承諾セサルヲモ願スシテ、數百間許リヲ開鑿シタリ、是ニ因テ觀ル時ハ、人民所有ノ地所ハ、總テ其土地所有者ト敷地代価ヲモ商議ナク、故ニ不承諾ナルモ願ミスシテ、開鑿セラルルモノノ如シ、實ニ斯ノ如キノ工事ハ何等ノ制規ニ據ラルルモノナル哉、將タ制規アルニ非ラスシテ、濫リニ開鑿セシメラルルモノナル哉。

以上開陳シ伺フ所以ノモノハ、今回各務郡芥見村五番地宮田すての所有、同郡全村字井崎（四千七百四十八番）ト称スル所ノ所有地ノ内、用水敷地ト相定メタル旨、本年二月四日付ヲ以テ達セラレ候、然レ共該工事ノ件ニ付了解シ不レ得義有レ之ニ付、該達書ハ一時各務郡芥見村外三ヶ村戸長夜場エ返上致置、茲ニ疑ノ廉ヲ開陳シ、謹而伺ヒ奉リ候間、何分ノ御指示アラシコトヲ奉レ願候也。

明治廿二年二月十三日

岐阜県美濃国各務村五番地

平民宮田すての後見人

島 森 友 吉

岐阜県厚見各務方県郡長 阿 部 直 輔 殿
前書之通伺出候也

明治二十二年二月十三日

岐阜県各務郡芥見村外三ヶ村

戸 長 大 野 稔

土第一三号
書面伺之趣ハ該用水維持規約ニヨリ施行候ト相心得ヘシ

明治廿二年二月廿一日

岐阜県厚見各務方県郡長 阿 部 直 輔 郡長
之印

〔内務大臣に請願書〕 各務郡芥見村龜山謙二郎は、反对者二百九十九人の惣代として、二十二年五月二十七日付、次のとおり聯合村会取消の請願書を、内務大臣松方正義宛提出したが、これまた却下された。

副 申 書

一岐阜県各務郡芥見村九ヶ村組合聯合会、取消ノ為メ請願セシ主意ヲ略陳スルニ、昨明治二十一年七月十三日附ヲ以テ、管理者即チ厚見各務方県郡長へ聯合会取消ヲ請願シ、而シテ十月二十七日附ヲ以テ、岐阜県庁へ聯合区域取消ヲ請願スルモ、是亦採用無レ之ヲ以、不レ得レ止内務大臣ニ請願スル所以ナリ。
抑モ聯合会タルヤ、予而公布ノ次第モ有レ之且別紙写之通、各務用水維持規約及規約等ヲ調製シ、聯合会ノ議決ナリトテ、諾不諾モ人ノ所有地ニ立入り、植物樹木ヲ伐採シ、土工工事ヲ執行セシハ、不当モ又甚シト云ハザルヲ得ス、依而別紙御覽ノ上、民情深ク御洞察之上、該聯合区域及議決トモ公布ニ抵触スルヲ以テ、速ニ取消候様主管へ御達被レ下度、不明ノ廉ハ、御下問ニ依リ上申可レ仕候也。

明治二十二年五月二十七日

岐阜県美濃国各務郡芥見村四十二番地平民農

二百九拾九人総代

龜山謙二郎 印

内務大臣 松方正義 殿

〔掛樋告の石垣を破壊〕 芥見村における反対運動は、用水創業予算成立当時不起り、その後手を変え品を変え断絶してあらゆる妨害を試みたが、頼みの綱としていた掛樋先篠田政吉の土地も、収用法の適用で呆ツ気なく奪が付き、工事は着々進捗を見て今や通水直前に至るや、二十三年七月上旬のある夜、何人とも知れず、芥見側懸樋台の石積の石を三四個抜き取ると云う、悪質の妨害を企てたものがあり、用水委員はその取締りに苦心したことが、次の内申書によつて知れる。

内 申 書

追々用水工事モ出来ニ相運、不日流水ノ期ヲ相待居候処、先日芥見村字池田懸樋台石積、何者トモ不レ知石三四個ヲ抜取候ニ付、早速取締置候処、本月二日夜大船前懸樋台ヲコデ起シ大破ニ及ヒシニ付、句後ノ取締如何ト心配仕候案ヨリ部内委員其締ニ任シ候ハ論ヲ不レ候ト雖モ、夜中ノ悪業致方無レ之、依テ 卷人モ探偵取締人ヲ設ケ候哉、アルイハ御管理者ヨリハ警察署長御依頼被レ下、半ケ年モ巡査、卷名特ニ御派出相願申候儀不ニ相叶候哉、駕ト御察願ノ上、至急急御指示被レ下度、此段申上及候也。

明治廿三年七月六日

各務用水惣理委員

横山 忠三郎 印

厚見 岐阜県各務郡長 阿部直輔 殿
方県

〔子供に盗泉る〕 田上戸長の嗣子郁一は、当時武儀郡小屋名の高等科へ通学したが、組合費賦課の原案執行までしたため、反対派はますます激昂し、通学途上の郁一少年を見るや、「坊主憎けりや袈裟まで憎い・・・田上戸長の小せがれじや」と罵り、雪の日に追いまわされ、爾来同少年は県道節を通り得ず、東方山嶺の迂回路を通学したと云う、芥見村の反対派は遂に手段を択ばず、子供にまで泉る手段に出で、ますます悪化の一路をたどつた。

第六節 白金岡村の通水

〔測量及び実施設計〕 本県土木課では、創業費予算の成立を待ち、二十一年一月三十一日より測量及び実施設計の爲め、懸野村菅・爾後藤助三郎の両名を派遣し、厚見各務方県郡書友吉捨吉これに加わり、上白金村白山寺に滞在して小屋名村字松原の井口により実測を始め、小屋名村上白金村地内は、二月十日迄に終了し、同日芥見村清水寺へ引移つ

た。この測量には委員岡田只治が応援し、他の委員も案内を兼ねて立会い、人足は一切芥見村で雇い入れた。次いで下
 白金村地内の実測十三日芥見村牛子まで高低測量を終り順次下流に及ぼす予定であつたが、芥見村では反対の火の手が
 揚がつているので、取り敢えず井口より下白金村迄の実施設計をなし、同年夏より引水し得るよう、突貫工事を施行す
 ることとした。

〔工事の目録見内容〕 しかして実施設計の内容は、次のとおりである。これを小屋名村地内は第一号より第四号まで
 四帳場、上白金村は第一号より第三号まで三帳場、下白金村は第一号第二号の二帳場に分けて、公入札に附した。

武儀郡 小屋名村

第壱号

一 用水路掘割長五拾五間 五分勾配 平均 深四尺五寸 上口五間四尺五寸 床五間

此坪式百貳拾壱坪七合 (四カ)

同所石積両側長百拾間 同 平均 法五尺 厚壱尺五寸

此石貳拾貳坪九合 石積上へ壱割五分勾配

一 用水路掘割長貳拾貳間 平均 深壱丈 上口五丈 床三丈

此坪式百四拾四坪四合

同所石積両側延長四拾四間 五分勾配 平均 法六尺 厚壱尺五寸

此石拾壱坪

松木七拾七本

是ハ石積長百五拾四間之処土木ニ遣フ 長四尺 末口三寸

同木貳百三拾壱本 是ハ土木壱本二三本ツツ扣木ニ遣フ

合石三拾三坪九合

合土四百六拾六坪壱合

第貳号

石積上へ壱割五分勾配

一 用水路左側歩拡長貳拾六間 平均 高七尺五寸 横四尺五寸

此坪式拾四坪四合

同

同右側長百八拾壱間 平均 高六尺九寸 横壱丈壱尺七寸

此坪四百五坪九合

五分勾配

一 石積両側延長貳百七間 平均 法三尺五寸 厚壱丈貳寸

此石貳拾四坪貳合

内

拾貳坪壱合 五分古石引

残石拾貳坪壱合

松木百三本五分 長貳間 末口六寸

是ハ石積長貳百七間之処土木ニ遣フ

同木三百拾卷本 長四尺 末口三寸

是ハ土木卷本ニ三本ツツ扣木ニ遺フ
合土坪四百三拾坪三合

第三号

一用水路歩拵長三百八拾間

石積上へ巻割五分勾配

平均 深四尺五寸 巾九尺

此坪四百六拾五坪五合

同上

平均 深五尺 上口式丈七尺 床三間

一同堀割長三拾六間

此坪百拾貳坪五合

平均 法三尺五寸 厚卷尺五寸

一石積兩側延長四百五拾貳間

此石五拾貳坪七合

長式間 末口六寸

是ハ石積長四百五十式間之処土木ニ遺フ
同木六百七拾八本 長四尺 末口三寸

一井桁長四百拾六間

川床ヨリ直高九尺上リ
表裏勾配巻割五分ツツ

平均 高四尺 馬踏六尺 敷三間

此坪五百五拾四坪七合

但 堀割土用 筋芝拾貳通八寸厚三寸

合堀坪五百七拾八坪

第四号

一用水路堀割長八拾貳間

石積上へ巻割五分勾配

平均 深三尺七寸 上口式丈三尺卷寸 床三間

此坪百七拾三坪貳合

同所堀堀割長拾四間

平均 高八尺 馬踏老丈 敷六間

一用水井桁長七拾九間

川床ヨリ直高九尺
表裏勾配巻割五分ツツ

平均 高五尺三寸 馬踏六尺 敷式丈卷尺九寸

此坪百六拾貳坪貳合

但 堀割土ヲ用 筋芝十式通巾八寸厚三寸

一石積兩側延長百六拾卷間

五分勾配

平均 法三尺五寸 厚卷尺五寸

此石坪拾八坪八合

内

五坪六合 三分 古石用

残石拾三坪貳合

松木八拾本五分

長式間 末口六寸

是ハ石積長百六拾卷間之処土木ニ遺フ
同木貳尺四拾貳本 長四尺 末口三寸

是ハ土木卷本ニ三本ツツ扣木ニ遺フ

一違石腹延長四間四尺五寸

平均 巾三間 厚卷尺式寸

此石式坪九合

右入用

松木八本 長三間 末口六寸
 是ハ堅六尺間ニ卷本ツツ並ニ両馬角及法先ニ土本ツツ土木ニ遣フ
 松木拾本 長六尺 末口五寸
 是ハ六尺間ニ卷本ツツ横土木ニ遣フ
 同木貳拾四本 長四尺 末口三寸
 是ハ三間土木八本卷本ニ三本ツツ扣木ニ遣フ
 合石拾六坪卷合
 合土坪貳百四拾四坪八合 但堀割土

武儀 上白金村

第老号

左右勾配卷割ツツ

一用水路堀割長拾八間 平均 深貳尺九寸
 此坪三拾坪三合 平均 上口貳丈三尺八寸
 同所両側石積延長三拾四間 平均 床三間
 此石四坪 但旧用水古右ヲ用フ 厚壹尺
 松木拾七本 長貳間 末口六寸
 是ハ石積下土木ニ用フ

平均 深貳尺九寸 上口貳丈三尺八寸 床三間 厚壹尺

同木五拾卷本 長四尺 末口三寸

是ハ同土木卷本ニ三本ツツ扣木ニ用 左右勾配卷割ツツ 平均 深四尺 上口貳丈三尺 床壹丈五尺

一用水路堀割長百九拾四間 平均 深四尺 上口貳丈三尺 床壹丈五尺
 此坪四百九坪六合 但 土捨場 表裏勾配卷割ツツ 平均 高貳尺四寸 馬踏三尺八寸 敷七尺八寸

一左側并桁長拾八間 平均 高壹尺 馬踏貳尺 敷四尺
 此坪六坪五合 但堀割土用 表裏勾配卷割ツツ 平均 高壹尺 馬踏貳尺 敷四尺
 一右側同長貳百拾間 但同所

第貳号

一用水路歩披長四拾三間半 平均 深四尺三寸 巾壹丈貳尺九寸
 此坪六拾七坪 同所 平均 深四尺五寸 巾七尺九寸
 一用長拾間 平均 深六尺四寸 巾六尺
 此坪九坪九合 平均 深六尺貳寸 巾六尺
 一用水路歩披長三拾五間 同所 平均 深六尺貳寸 巾六尺
 此坪三拾七坪三合 平均 深六尺貳寸 巾六尺
 一同堀割長三拾三間半 平均 深六尺貳寸 巾六尺
 此坪百貳拾貳坪 平均 深六尺貳寸 巾六尺
 一中除取払 平均 深六尺貳寸 巾六尺

此坪六拾七坪三合
同所歩越長拾六間
此坪拾三坪四合
一用水井桁四拾三間
平均 深五尺九寸
巾五尺九寸

此坪三坪六合
但堀割土用
右土捨場旧井水路及新井水路沼畑林
平均 高老尺
馬踏式尺
敷四尺

第三号
一用水路堀割長式百五拾六間
此坪四百六拾坪四合
但 土捨場旧井水路及
新井水沼畑林
平均 深三尺五寸
上口式五尺
床式五尺

武儀郡 下白金村

第一号
一用水路堀割長百五拾壹間
此坪四拾六坪壹合
一右側井桁長七拾三間
此坪四拾坪壹合
但井桁築立用
堀割勾配
土取場
堀割土
平均 深七寸
上口老丈六尺四寸
床老丈五尺
高式尺六寸
馬踏五尺
敷老丈式尺

此坪式百四拾貳坪
但 土取場畑林
面芝巾八寸厚三寸

第貳号
一用水路堀割長百五拾間
此坪三拾九坪
一右側井桁長式百拾間
但井桁築立ニ用
平均 深八寸
上口老丈六尺式寸
床老丈五寸

此坪百四坪五合
但 土取場畑
面芝式通巾八寸厚三寸
一左側井桁長式百拾間
左右勾配割ツツ
平均 高三尺四寸
馬踏三尺
敷九尺八寸

此坪百拾五坪七合
なおこれと同時に、第一番樋、第二番樋および、水路に架ける橋の設計がなされたが、その内容は詳らかでない。
〔請負入札人の心得〕 工事の一般公入札は、五月六日を以つて執行したが、その心得は次のとおり。

入札人心得

- 一入札ハ、五月六日正午迄ニ、掛員ヘ差出スヘシ
- 一工事ノ請負ヲ望ムモノハ、实地並ニ仕様帳請負証案文熟知ノ上ハ、別紙書式ニ拠リ、箇所限り相認メ、捺印糊封之上入札スヘシ。
- 一落札ハ、最低價ニ決スト雖、開札ノ上高不当ト見認ムル時ハ取消シ、更ニ入札致サスヘシ。
- 一開札ノ上ハ、同名札數通アルモ、其最モ低價ノ札ヲ採用シ、余ハ反古トス。
- 一開札ノ節ハ、入札人其場ニ居合セサルカ、入札全員不明瞭ナル時ハ、其入札採用セサルモノトス。

一 開札ノ上、入札金高同等者アル時ハ、開取ヲ以テ落札者ヲ決ス。
 一 開札ノ上、見込ミ違等ヲ以テ、入札取消シタルモノハ、其当日限り自己ノ名義ヲ以テスルハ勿論、他人之代理者トナリテ、再ヒ入札スルヲ許サス。
 一 落札人ハ式ニ拠リ、直ニ請負証書ヲ差出スヘシ。
 一 工事ノ着手ハ、着札当日ヨリ三日以内、竣功ハ来ル五月三十日限リトス。
 一 落札ノ上ハ、土石並ニ木材等仕様帳ニ拠リ、廉毎ニ明細単価ヲ付シ、積書差出スヘシ。
 一 記
 何郡何村何号丁場
 此請負金
 月 日
 御請書
 何ノ謹印

一金何程
 右ハ、各務用水何郡何村第何号丁場之儀、実地御計画杭丁張並ニ御仕様帳共熟知之上入札候処、前書金高ニテ、私ヘ落札請負御申付相成承知仕候、依テ左ニケ条ヲ掲ケ、御受申上候也。
 一 第壹条 実地御計画並ニ御仕様ニ準拠シ、丁場境前後取合等ハ、現場ニ於テ御差図ニ随ヒ、極テ入念聊カ不都合無レ之様、来ル五月三十一日迄ニ、皆出来可レ仕候事。
 一 第貳条 御仕様ニ違背之廉ハ、御差図通り取直シ可レ申候事。
 一 第参条 工事成工迄ハ、場所ニ詰切り可レ申、若病氣其他無レ、惣事故出来候節ハ、部理代人ヲ立、身元受人連署ヲ以テ其姓名御届申上、決シテ自儘ニ他出等致間敷候事。
 一 第肆条 土石堀取並ニ土捨場ハ、実地ニ於テ御差図ヲ受ケ可レ申候事。
 一 第伍条 出来期限中 違ヒ、前条々ニ違背候力、不仕所業有レ之、且該工人夫等外方ノ事ニテ又功之御見届メ候節ハ、

請負御解相成候共、決シテ苦情不ニ申上候事。
 一 第六条 前条請負御解相成候節ハ、既ニ御場所持込候土石其他物品悉皆御引上相成、右ニ対スル代価等ハ、御下金一切相願間敷候事。
 一 第七条 工事中手戻候力、又ハ見込違等候得共、御増金ハ勿論、日延等御願申間敷候事。
 一 第八条 受負金ハ、出来形ニ随ヒ漸次御下渡、竣工之上ハ、皆金御下渡被レ下度事。
 一 第九条 前条々堅ク履行可レ致、本人不行届之節ハ、身元受人諸事引受、御差支無レ之様、仕候事。
 右為 後日、身元受人連署、御請負証書 差上候也。

何県何郡何村
 受負人 何 某
 全
 身元受人 何 某

厚見
 岐阜県各務郡役所御中
 方県

〔落札人と工事竣工〕 上白金村地内一号帳場は百二十円で小野半左エ門、同二号帳場は八十円で龜山源四郎、同三号帳場は百四円で下白金村受、下白金村地内一号帳場は七十八円二号帳場は六十二円の請負金で共に堀江富三郎に落札し、五月十九日一斉に着工した。なお小屋村地内の第一番樋長九間、内法間四尺巾式間半は三百八十円、上白金村地内の第二番樋長拾壹間、内法高四尺巾式間半三百六拾四円の請負金で、四月二十三日岐阜釜石町加藤庄兵衛が請負い、また第二番樋の伏込は、六十五円を以つて上白金村受けとなり、上白金村地内の土橋五ヶ所は、二十三円九拾錢で山川新助が請負つたが、その他の請負人は詳らかでない。これ等の工事は、何れも六月中旬中に竣工した。すなわち「各務用水沿

革誌稿」に

明治廿一年五月十九日より、武儀郡地内掘割工事に着手し、同月廿日より三日間に式番樋伏込み、長良川井口老番樋は、同年九月二日三日両日に伏込み、同月廿日武儀郡地内成功に付通水せり、依て同年より武儀郡上下白金村は利用せり。

と見え、また用水開鑿委員横山忠三郎の野模に、「六月廿日新以樋揚げ初めに付、阿部郡長友石郡書記と出張臨檢」とあつて、六月廿日の通水を裏書している。

第七節 小山水路決定の経緯

〔甲か乙か東か西か〕 創業当時用水路線の決定に當つて、各地において意見の対立があり、用水委員はこれが調整に苦心したが、その代表的な一つに岩滝以内の用水路線がある。すなわち下流大宮村では、最初県土木課の目論見通り、西水路いわゆる乙線路を主張し、幾度か管理者に願出で、これを迫り、また上流岩滝村では小山東廻り、すなわち東水路いわゆる甲線路を支持して譲らず、ついで管理者も投げ出して、用水委員において是非を決議の上添書せよと命ずるに至り、同委員も亦「管理者において、水行及び工費額と照合し、便利の水路に決定相成るより、出願いたし然るべく存する」と、双方の無条件一任を申立てるのみ、結局常念寺住職小林藤平の仲裁で解決した、その経緯は次のとおり。〔大宮村の西水路願〕 大宮村は用水委員横山忠三郎の居村であり、二十一年七月三十日付、地元大宮村々会議員をはじめ、下流三柿野前洞両村の村会議員及び、用水委員三名連署を以つて、次のとおり願出た。

御願

一各務郡芥見村外九ヶ村用水路開鑿ニ付、芥見村以南之分水路取極相成候処、末ダ岩滝村字小山西ヨリ境川ニ至ル迄之処、最初岩滝村惣代大野甚十郎大野亀三郎両氏ノ案内ハ、直線ニテ至極適當ト存居候処、如何御都合ナルヤ小山東ヘモ、測量及巾杭等モ御打ニ相成ニ付、下村筋ニテハ、若ヤ東ヘ御願相成候而ハ、多分之費額モ増、水行上田並桑ニ山押出等モ有レ之将来水流ヲ妨ゲ、年々之修繕費等其幾多ヲ来シ候事ハ、目前之儀ト被レ考候間、何卒元土木課ノ御目論見相成候、田之宮西ノ水路ニ御取極被ニ成下ニ様、下筋村々連印ヲ以、此段奉ニ願上レ候也。

明治廿一年七月三十日

各務郡大宮村々会議員

横山 伊八
林 惣十郎
石田 松五郎
横山 円藏
横山 藤三郎

惣代

遠藤 徳次郎

全郡三柿野村々会議員

丹羽 文藏
杉山 伝治郎

惣代

川島 勇右衛門

全郡前洞村々会議員

松岡 幸助
北川 愛之助
惣代
牧田 嘉右衛門
北川 九三郎

各務郡芥見村外九ヶ村用水委員

横山 忠三郎
平光 円四郎
北川 栄三郎

厚見
岐阜県各務郡長 阿部直輔 殿
方県

〔岩滝村の東水路願〕、一方岩滝村は、後に衆議院議員に当選した大野亀三郎の居村であり、大宮村と同日付戸長代理の真印を取り、人民総代議員惣代二名より、東水路に決定方次のとおり願ひ出た。

今般開鑿相成候各務郡芥見村外九ヶ村用水、有志者ニ於テ発起出願之際、本村義ハ、別紙圖面中甲線路之通、本水路開鑿之約ヲ以賛成調印仕候、然ルニ各務郡大宮村ニ於テハ、乙線路之通リ開鑿相成候様出願候趣キ、果シテ同線之通開鑿相成候而ハ、本村ニ於テハ、數百円全員ヲ費シナガラ其利ヲ得サルノミナラス、地位ニ因リテハ反テ大害ヲ被ルベキ憂御座候、何トナレハ、同國中丁部ハ一般低窪ノ地ナルカ故ニ、少シク大雨候節ハ、東地ノ諸悪水同所ニ湊合之一般水中ニ沈其害不レ尠、是ヲ以テ同國中成道路ハ、原来低クシテ大雨之際ハ、忽チ水ニ浸サレ、往來ノ不便不レ尠候ニ付、先年来數々修築仕候ヘハ、之カ為悪水ヲ支ヘ一層丙部ノ水害ヲ増加スベキヲ以テ、同部地主ヨリ故障申立ノ為メニ、協賛不レ行届一場所ニ御座候、然ルニ今回大宮村願出之通、用水路開鑿相成候得者、一層同地之水害ヲ成シ可レ申ハ無論之義ニ御座候、独リ之ノミナラズ如レ斯水路築造相成候而ハ、今後大宮村地内以東並ニ、伊飛島村地内境川堤塘潰決候節ハ、其水流ハ新用水路ニ支ヘラレ、悉皆本村ヘ流入可レ仕必然之義ニ御座候間、將來ヲ推察仕候得ハ、実ニ痛心之至ニ奉レ存候原 本村義ハ、敢テ失当之請求仕候誤ニハ無ニ御座候、將來ノ患害ヲ防キ、新用水ノ完全ナル利益ヲ取得仕候ヲ以テ本旨ト仕候得ハ、敢テ前約之通御開鑿相成不レ申候モ一歩ヲ譲リ、両線之通開鑿相成候得ハ、村内最東部海澱ニハ不便ニハ御座候得共、前陳ニ水害ヲ免レ得ヘキヲ以テ、右様用水事務所ヘ願出候処、大宮村ニ於テハ、本村カ隣村惣願ヲ以テ、自村ノ難不更ナラシメテモ可シ。一歩譲リシニモ可シ、可成之通御開鑿相成候而ハ、水路延長且水行不便ナル旨申立候由ニ御座候ヘ共、實地ニ就キ取調仕候ヘハ、決シテ右様ノ憂無ニ御座候ノミナラス、乙線ニ比シ屈曲少ナク、且其長短モ大差無ニ御座候、反テ水行上利便ト愚考仕候間、何卒前陳之事情洞察実地御調査之上、前約之通甲線カ、又ハ丙線之通、御開鑿被レ成下 度、此段願上候也。

明治廿一年七月

各務郡岩滝村

人民惣代 大野 甚十郎
村会委員惣代 加藤 利八

厚見
岐阜県各務郡長 阿部直輔 殿
方県

前書之通相違無レ之候也

各務郡芥見村外三ヶ村戸長

大野稔代理
筆生 下野 捨三郎

明治廿一年七月三十日

〔用水委員の副申要求〕 大宮岩滝両村から願書を送りつけられ、板挟みとなつた管理者は、願書を用用水委員に廻送し、委員会において是非を決議の上副申を求めた、すなわち委員岡田只治起草の左記回章に、北川・横山・亀山三委員は認印を押して同意したすなわち西水路願書に、横山・北川両委員が署名して居り、委員会としては、判然たる態度は執り得なかつたのであろう。

一 用水路変更之件

右ハ今回用水路開鑿ニ付、岩滝村地内宇小山西へ廻ル線路及、同所東へ回ス線路之件ニ付、大宮郡岩滝村夫是苦情郡役所へ出願候処、郡衛ヨリ委員ニ於テ決議之上添書候様御廻送相成候間、別紙略図虛点之処ニ決議仕可レ然存候へ共、御管理者ニ於テ水行及工費額ト照合シ、便利ノ水路ニ決定相乗候様出願致シ可レ然存候。
〔増工費負担と除害工事〕 西水路に比べて東水路は、工事費を多く要するので、これを岩滝村が支弁する外、山王東掘割工事の五カ年保証、旧溜地附近において除害工事を施行する、すなわち下流村々の反対条件を解消する為め、二十年五月次の証書を差し入れた。

証 書

一本村地内用水路線東筋模様替相願候ニ付、増額ヲ要スル金四十三円貳拾貳銭六厘ノ分ハ、該工事着手次第本村ヨリ出金、郡役所へ相納可レ申事。
一字山王東掘割工事場ノ処ノ儀ハ、崩向五ヶ年間本村ニ於テ保険シ、若シ五ヶ年中ニ崩処等出来候節ハ、本村ヨリ支弁速ニ修補シ用水流通ニ差支無レ之様可レ致候事。
一旧溜池ノ近辺ニ於テ山谷ヨリ雨水ノ押シ出シテ用水路馳セ入ラサル様、本村ノ支弁ヲ以テ相当ノ工事ヲ可レ致事。
右者今般用水線路東筋へ御指定相願候ニ付而ハ、前三ヶ条ノ趣堅ク相守リ、聊違背致聞敷、為ニ後証、本村地持總代連署ノ上差出候也。

明治廿二年五月四日

各務郡岩滝村地主惣代

- 大野 甚十郎
- 大野 五兵衛
- 杉浦 勘右衛門
- 大森 栄吉
- 加藤 利八
- 加藤 弥左衛門
- 加藤 国三郎
- 加藤 要治

岐阜県厚見各務方県部長 阿部 直輔 殿

〔山王東の伏樋取極め〕 用水委員横山忠三郎、平光四郎等は、二十三年一月、山王東伏樋について次のとおり取り極め、大宮・前洞・岩滝・山後・水海道・西市場・岩地・三柿野八カ村の有志者の間に署名捺印し、問題解決の促進に資した。

取 極 書

一 岩滝村字山王東掘割ノ場所伏樋之義、予算外費ヲ以テ施行スヘキ場所ニ付、到底有志者立替金ヲ以テ伏込ミ候儀ハ不行届ニ付、来ル二十四年二月中ニハ、縦令臨時会未開ト雖モ急度伏込ミ、其時支払差支候節ハ、各村共十二月徴収金之内、敷地代金ニテ歩引致、右伏樋代金へ相回シ支払致シ、決シテ二十四年二月中成功候様、各村有志者連印取極メ置候事。

明治廿三年一月

- 大宮村有志者 横山 忠三郎 外五人
- 前洞村有志者 北川 九三郎 外三人
- 岩滝村有志者 大野 半左エ門

〔住職の仲裁で仮規約〕 大島常念寺住職小林謙章は、大宮岩滝兩村争いは、延いては各務用水の前途に暗影を投ずるを憂い、二十三年五月仲裁に起つて双方を斡旋し、役所へ差出した証書面の外、次のとおり仮規約で話をまとめ、兩村代表の印をとり、この仮規約等は仲裁人が預り、大宮村へは預り証一札を差入れ、斯くて漸く東水路に決定し、兩村の対立を解消した。

仮規約

一 岩滝村地内字山王東溜池ノ所ニ、用水地ニ悪水流入セン為メニ、用水井桁ヨリ低キ処ニタガイ掘割之事。
 一同字南平紋兵衛宅地辰己之角ニ、比沙門谷ヨリ流通悪水路ニ、掛樋目論見願之事。
 一 岩滝村南村界ニ空溝之処ニ悪水抜ノタメ相当ノタガイ目論見願之事。
 但シタガイノ下ヲ浚工立ノ事。
 其他工事上兩村便宜トナル場所ハ、兩村捺印ノ上其筋エ出願之事。
 右之条々為 後日 仮規約致置候也

那加村山後有志者 遠藤 太平 外宅人
 水海道村有志者 平 光 田四郎 外宅人
 西市場村有志者 西 沢 久右エ門 外宅人
 岩地村有志者 浅野 芳太郎 外宅人
 三柿野村 丹 羽 半十郎

各務郡大宮村

小林 遠章
 横山 忠三郎
 全 藤三郎
 林 惣重郎
 加藤 利八
 大野 亀三郎
 全 郡岩滝村

預証書

別紙写第宅号之如ク、岩滝村ヨリ郡役所エ差出候写及添書付、且該村重立タル人名捺印之上、同村ヨリ差出タル書付、右今回水路取極云々仲裁ニ立入、前頭之書類小生預置候事ト相成候、此上ハ何時ナリ共当村ニ必要ノ節ハ、小生立会之上開封致ヘク、尤当村方公課ニ関スル際ハ、事実陳述シ御渡可申候、依而預リ証書差入置候也。

明治貳拾三年五月拾壹日

大宮村浄念寺住職

小林 謙章

林 惣重郎 殿
 横山 藤三郎 殿
 全 忠三郎 殿
 遠藤 金次郎 殿
 横山 伊八 殿

第八節 施工準備全部完了

〔分水点から測量〕 井口から白金村地内までの実施設計を終えた測量班は、芥見村の反対気勢を揚げてゐるのに鑑み、これを徒に刺戟することを避け、下筋を測量することとし、二十一年四月廿六日全村字四十八の分水点から開始した。廿七日は岩滝村より大宮村まで杭打、二十八日は西市場村より海道村まで杭打、廿九日は南線の高低測量、三十日は海道村(原野村管)大宮村(屋後藤勘三郎)の水路高低測量、五月一日は海道村(後藤屋)大宮村(早水新助)が前日に続いて水路の高低測量、同日午後方位測量、翌二日は岩滝村の道測量と、順次測量をすすめたが、その間各村とも水路の変更を主張するので、同年六月十六日には芥見村字四十八より海道村まで、いわゆる西線の水路取極めに着手し、十八九日に海道村の水路取り極め、また南線は十七日分水点より官代村まで水路取極め、二十一日には大宮村赤羽根より前洞村までの水路を取り極めた。

斯くの如く工事準備の進捗を見たので、七月十一日県土木課長及び管理者阿部部長は南水路筋を見分、翌十二日は西線海道筋の見分午後武儀郡内の水路出来形を見分した。しかして同日十五日にはいよいよ芥見村に着手して中杭を打ち、十六日上下白金村の定杭打、十七日海道筋の中杭打ち、十八日大宮村字赤羽より栗原まで水路替に付高低測量十九日岩滝村中杭打、廿八日岩滝村真願寺大門より境川に至る中杭打ちをなし、斯くて水路の大体決定を見た。この間実測を了えた分から実施設計をすすめた。

〔用水敷地の買収費〕 各務用水の創業は、他の土木事業と異つて土地買収に案であつた、それは既に述べたとおり用水維持規約に、耕地及び宅地は地券面、山林原野は地券面の三倍を以つて買上げ、土地代金は着工の日より年七朱の利子を附し、二十一年十二月に其の年分の利子を支払い、二十二年十二月限り元利共支払う旨を規定し、用水区域内の土地所有者は、この規約の条々を堅く遵守せねばならぬと定めてあるから、用水敷地と決定した面積を、当該村戸長から通知すれば足りたからである。しかし一部土地については、土地取用を適用したが、これは後に詳述する。なお用水路敷地が区域外の他村の地にかかることがある。この分には用水維持規約では物を言わぬ、地主個々に接衝して解決を図らねばならぬ、その一例として伊飛島村の例を挙げる。すなわち南線の水路が、伊飛島村の田畑及び野の一部を通過するので、大宮村村会議員は地主と接衝し、特別約室の価額を定め、用水規約との差額は、村において弁金する旨の一札を差入れ、同時に地主からも承諾の旨の一札を取つた、次のとおりである。

特約書

一今般用水路開鑿ニ付、本村受場之処地形迂遠ニテ、貴殿方之地所ヲ買上ケ敷地成ト相成候約定相整候上ハ、別紙之通村方ヨリ弁金之儀者、明治廿二年十二月限同時ニ元利共出金可レ替、依テ特約書差入候也。

明治廿一年七月

各務郡大字村々会議員

林	石	横	横	横	遠
惣重郎	松五郎	山 藤三郎	山 伊八	山 忠三郎	藤 徳次郎
◎	◎	◎	◎	◎	◎

各務郡伊飛島村用水敷地主

清	小	金	横	河
水	林	武	山	合
代次郎	源 民治郎	多左衛門	孫右衛門	甚七
殿	殿	殿	殿	殿

字番	地称	用水規約ノ價格	特別約定ノ價格	姓名
字南山王 千八十一番	畑	地価	地価壹倍	清水 民治郎
全 千八十番	畑	全	地価壹倍半	横山 孫右衛門
全 千七十一番	畑	全	全	小林 源藏
全 千七十番	田	全	全	全 人
全 千六十九番	畑	全	地価貳倍半	金武 多左エ門
全 千六十八番	田	全	全	全 人
全 千三百八十八番 千三百七十六番 千三百九十七番 西山王 千三百七十八番	野	地価三倍	地価五倍	一村 惣持
	畑	地価	地価壹倍半	河合 甚七
	田	全	地価壹倍半	清水 代治郎

右実測ハ工事成工ノ上ニ譲ル

しかしてこの土地の工事は、後に大宮村受けで施行したが用水沿いの畑から畑主ソケ等の苦情が出たので、次のとおり水路敷を三寸下げの設計変更をして、区域外の地主の感情融和に努めた。

上 申 書

各務郡芥見村外九ヶ村用水路丙号、大宮村讀負丁場伊飛島地内、巾杭拾五号ヨリ前洞境迄、畑面総テ築立ニ相成候ニ付畑ジケ等ノ苦情申立甚タ迷惑仕候間、篤与取調タルニ、三四寸水底ヲ相下候リ共差支モ無^レ之標被^レ考候間、右十五号ヨリ順次三寸下ケ成功之儀御採用相成度、此段委員連署ヲ以上申候也。

明治廿一年十月廿四日

各務郡芥見村外九ヶ村用水委員

岡田 只治
龜山 儀兵衛
平光 円四郎
北川 榮三郎
横山 忠三郎

印 印 印 印 印

岐阜県厚見各務方県部長 阿部直輔 殿

〔地上物件の補償費〕 更に地上物件の補償についても、用水維持規約に規定し、土取場及び土捨場は、潰地となる分は買収地の例に拠り、土取場は一反歩三十円以内、土捨場は地券面の半額以内の手当金と云う定めであり、また家屋移転を要するものは、土台は平坪八十銭以内、土台なし平坪五十銭以内と定め、耕地に作付けの立毛は時価を以つて買上げ、未熟のものは種子肥料代及び手間賃等を見積り相当手当を支払うこととなつていた。しかして作毛の補償費は標準が定めてなかつたので、二十一年十月四日委員会において、田方米作は壹反歩に付十円以内、畑方作付は各一反歩に付綿六円以内、芋及び蘿蔔芋三円以内、蕎麦大根三円以内、在五円以内と定め、同年冬の麦蒔付は差留めることとした。

同時に土取りについても、耕地においての賄土は一坪十錢以内、山林原野においての賄土は五錢以内と定めた。
〔実施設計の完了〕 斯くて測量の傍実施設計はすすめられ、二十一年九月には殆んど完成した、すなわち次のとおり。

各務郡 芥見村

第宅号

一 両側井桁長五拾間

左右勾配宅割ツツ

平均

高老丈五寸
馬踏六尺
敷式丈七尺

此坪式百四拾坪六合

但土取場畑
但筋芝九通巾八寸厚三寸

平均

高七尺七寸
横七尺五寸

一 堰塘長四間

此坪六坪四合

但土取場畑
經老尺五寸
長式尺

土樋式拾八本

是ハ水抜長五丈六尺之処ニ伏込ム

松木四本七ト

長式間
末口六寸

是ハ土樋下土台ニ用

同木拾四本

長四尺
末口三寸

是ハ土宅本ニ三本ツツ扣木ニ遣フ

各務郡 芥見村

第宅号

一 築立長八拾式間九分

宅割勾配

平均

高七尺
巾敷三丈三尺
敷四丈七尺

此坪六百四拾四坪八合

同所井桁延長百六拾五間八分

同

平均

高三尺
馬踏三尺
敷九尺

此坪八拾式坪九合

一 橋前後道路延長七間

平均

高四尺八寸
横七尺八寸

此坪拾七坪七合

土瓶式拾四本

長式尺
經六寸

水抜宅ヶ所

是ハ長四丈八尺之処床土巾式尺厚尺替土築固メ伏込ミ

土瓶式拾六本

長式尺
經六寸

水抜宅ヶ所

是ハ長五丈式尺之処床土巾式尺厚宅尺替土築固メ伏込ミ

合土坪七百四拾五坪四合

筋芝巾六寸面芝ヨリ五寸下リ次第増裏水面迄表法先迄植込法先柳粗架長經五寸宅尺間ニ植込ミノコト

各務郡 芥見村

第宅号

一 築立長六拾間九分

宅割勾配

平均

高七尺六寸
中敷三丈三尺
敷四丈八尺式寸

此坪五百貳拾貳坪
同所并桁延長百貳拾壹間八分
全 斷
平均
高三尺
敷九尺

一 築立長三拾五間五分
此坪六拾坪九合
此坪五拾八坪貳合
同并桁延長七拾壹間
此坪三拾貳坪五合
此坪四拾四拾三坪四合
同所并桁長拾五間
此坪貳坪貳合
一 堀割貳拾壹間
此坪拾五坪五合
同所并桁延長四拾貳間
此坪五坪六合

壱割勾配
平均
高壹尺七寸
中敷三丈三尺
敷三丈六尺四寸

壱割勾配
平均
高三尺
敷八尺五寸
敷馬踏貳尺五寸

壱割勾配
平均
深四尺四寸
上口敷貳丈三尺八寸
床壹丈五尺

壱割勾配
平均
高壹尺五寸
敷馬踏貳尺
敷五尺

壱割勾配
平均
深壹尺六寸
上口壹丈八尺貳寸
床壹丈五寸

此坪七坪九合
一 同長拾三間
此坪拾五坪九合
一 同長拾四間
此坪六坪貳合
一 同長六間
此坪壹坪

壱割勾配、出来巾三尺
平均
高五尺三寸
横八尺三寸

出来巾六尺
平均
高貳尺
横八尺

平均
高九寸
横六尺九寸

平均
高壹尺貳寸
横七尺貳寸

水拔壹ヶ所
水拔壹ヶ所
水拔壹ヶ所

是八長五丈之処床土巾貳尺厚壹尺替土築固メ伏込ミ
是八長四丈八尺之処床土巾貳尺厚壹尺替土築固メ伏込ミ
是八長五丈六尺之処床土巾貳尺厚壹尺替土築固メ伏込ミ
合土坪千七百七拾三坪貳合
堀割四百五拾八坪九合
築立七百拾四坪三合
四百五拾八坪九合
残坪貳百五拾五坪四合

筋芝巾六寸面芝ヨリ五寸下リ次第式寸増裏水面迄表法先迄植込法先柳粗朶 経五寸
厚三寸 長卷尺五寸 卷尺間ニ植込ミノ

コト 各務郡 芥見村

第三号

一築立長五拾七間五分	卷割勾配	平均	高五寸 敷三丈三尺
此坪式拾六坪八合			
同所并桁延長百拾五間	全	平均	高三尺 敷九尺
此坪五拾七坪五合			
一堀割長式拾卷間	全	平均	深五寸 上口卷丈六尺 床卷丈五尺
此坪四坪五合			
同所并桁延長四拾式間	卷割勾配	平均	高式尺六寸 馬踏式尺寸 敷七尺式寸
此坪拾四坪			
一堀割長百九拾間	全	平均	深四尺卷寸 上口式丈三尺式寸 床卷丈五尺
此坪四百拾三坪三合			
同所并桁延長八拾間	全	平均	高卷尺五寸 馬踏式尺寸 敷五尺
此坪拾卷坪七合			

一堀割長七拾間	全	平均	深四寸 上口卷丈五尺八寸 床卷丈五尺
此坪拾式坪			
同所并桁延長百四拾間	全	平均	高式尺式寸 馬踏式尺寸 敷六尺四寸
此坪三拾五坪九合			
一築立長式拾八間	卷割勾配	平均	高式寸 敷三丈三尺四寸 中敷三丈三尺四寸
此坪五坪式合			
同所并桁延長五拾六間	全	平均	高三尺 馬踏式尺五寸 敷八尺五寸
此坪式拾五坪七合			
一堀割長式百拾七間八分	全	平均	深三尺六寸 上口式丈式尺式寸 床卷丈五寸(尺イ)
此坪四百五坪卷合			
同所并桁延長百式拾六間	全	平均	高八寸 馬踏式尺 敷三尺六寸
此坪七坪八合			
一橋前後道路延長六間	卷割勾配	平均	高卷尺九寸 横四尺九寸
此坪卷坪六合			
一同長八間	卷割勾配・出来巾六尺	平均	高卷尺式寸 横七尺式寸
此坪卷坪九合			
一道路付替長拾式間	全	平均	高卷尺式寸 横七尺式寸
此坪式坪九合			

一橋前後道路延長式間三尺 全所・出来巾三尺 平均 高八寸
 横三尺八寸
 此坪式合
 一同長六間 全所 出来巾式間 平均 高八寸
 横壹丈貳尺八寸
 此坪壹坪七合
 一土瓶拾八本 長貳尺 水拔壹ヶ所
 經六寸
 是ハ長三丈六尺之処床土巾貳尺厚壹尺替土築固メ伏込ミ
 一土瓶五拾四本 長貳尺 水拔壹ヶ所
 經壹尺
 是ハ長三丈六尺之処三通リ床土巾貳尺厚壹尺替土築固メ伏込ミ
 松木拾八本 長貳間 土ウギ
 末口五寸
 是ハ長三丈六尺之処六通リ分 扣木
 松木五拾四本 長三尺 土ウギ
 末口二三寸
 是ハ土木壹本ニ三本ツツ
 一土瓶拾貳本 長貳尺 水拔壹ヶ所
 經壹尺
 是ハ長貳丈四尺之処床土巾貳尺厚壹尺替土築固メ伏込ミ
 一土瓶拾六本 長貳尺 水拔壹ヶ所
 經壹尺
 是ハ長三丈貳尺之処床土巾貳尺厚壹尺替土築固メ伏込ミ
 一土瓶拾八本 長貳尺 水拔壹ヶ所
 經六寸
 是ハ長三丈六尺之処床土巾貳尺厚壹尺替土築固メ伏込ミ
 一土瓶六拾本 長貳尺 同 式ヶ所
 經五寸

是ハ延長廿間ツツ式ヶ所之処床土巾貳尺厚壹尺替土築固メ伏込ミ
 合土坪千貳拾七坪八合

堀割八百三拾四坪九合 堀割工ヲ用
 築立百九拾貳坪九合 但堀割工ヲ用
 筋芝巾六寸面芝ヨリ五寸下り次第式寸増裏水面迄表法先迄植込法先柳粗安長壹尺五寸 壹尺間ニ植込ミノヘ
 厚三寸

各務郡 芥見村

第四号
 一堀割長三百貳拾壹間式分 壹割勾配 平均 深壹尺
 上口壹丈四尺
 床壹丈五尺
 此坪百四拾貳坪八合
 同所并桁延長六百四拾貳間四分 全 断 平均 高貳尺
 敷六尺
 一橋前後道路延長六間 出来巾六尺壹割勾配 平均 高壹尺
 横七尺
 此坪壹坪貳合
 一同長三間 出来巾三尺・壹割勾配 平均 高壹尺
 横四尺
 此坪三合
 一同長九間 全 断 平均 高壹尺
 横四尺三寸
 此坪壹坪四合

合土坪貳百八十八坪五合

内

堀割百四拾貳坪八合

築立ニ用

築立百四拾五坪七合

内

百四拾貳坪八合

堀割土用

残坪貳坪九合

筋芝巾六寸 長卷尺五寸 面芝五分下リ次第式寸増裏式通り表法先迄植込法先柳粗葉 經五寸 長卷尺五寸 卷尺間ニ植込ミノコト

各務部 芥見村

第五号

一堀割長貳拾間

式割勾配

平均

深貳寸 上口九尺四寸 床九尺

此坪壹坪 同所并桁延長四拾間

全 断

平均

高壹尺三寸 馬貳尺六寸

此坪四坪八合 一築立長九拾五間

卷割勾配

平均

高壹尺七寸 中敷貳丈三寸 敷貳丈六尺四寸

此坪百八坪六合 同所并桁延長百九拾間

全

平均

高貳尺六寸 馬貳尺七寸 敷七尺九寸

此坪七拾貳坪七合

一築立長貳拾九間

全 断

平均

高四尺三寸 巾貳丈貳尺 敷三丈六寸

此坪九拾壹坪壹合 同所并桁延長五拾八間

全 断

平均

高貳尺五寸 馬八尺

此坪貳拾貳坪貳合 一築立長六間六分

全 断

平均

高貳尺 中敷貳丈貳尺 敷貳丈六尺

此坪八坪八合 同所并桁延長拾三間貳分

全 断

平均

高貳尺五寸 馬八尺

此坪五坪 一築立長九拾八間

卷割勾配

平均

高五尺壹寸 中敷貳丈貳尺 敷三丈貳尺貳寸

此坪三百七拾六坪貳合 同所并桁延長百九拾六間

全 断

平均

高貳尺五寸 馬八尺

此坪七拾四坪九合 一築立長拾九間貳分

全 断

平均

高壹尺七寸 中敷貳丈貳尺 敷貳丈貳尺四寸

此坪貳拾壹坪五合 同所并桁延長三拾八間四分

全 断

平均

高貳尺五寸 馬八尺

此坪拾四坪七合 一築立長五拾壹間

全 断

平均

高四尺七寸 中敷貳丈貳尺 敷三丈壹尺四寸

此坪百七拾七坪八合

同所并桁延長百式間	全	斷	平均	高式尺九寸 馬三尺
此坪三拾九坪	全	斷	平均	深六寸 上口七尺 床六尺
一堀割長老間六分	全	斷	平均	高老尺九寸 馬式尺 敷五尺八寸
此坪三合	全	斷	平均	高三尺四寸 橫老丈五尺四寸
同所并桁延長三間式分	全	斷	平均	高三尺 橫老丈式尺
此坪七合	全	斷	平均	高三尺式寸 橫九尺式寸
一橋前後道路延長式拾式間	全	斷	平均	高老尺
此坪三拾式坪	全	斷	平均	高老丈
一同長式拾間	全	斷	平均	高老丈
此坪式拾坪	全	斷	平均	高老丈
一同長六間	全	斷	平均	高老丈
此坪老坪七合	全	斷	平均	高老丈
一土瓶拾六本	全	斷	平均	高老丈
是八長三丈式尺之処床土巾式尺厚老尺替土築固メ伏込ミ	全	斷	平均	高老丈
合千八拾九坪四合	全	斷	平均	高老丈

堀割老坪三合
築立千八拾八坪老合

老坪三合 堀割土ヲ用
殘坪千八拾六坪八合
筋芝巾六寸面芝ヨリ五寸下り次第式寸増裏水面迄表法先迄檣込法先柳粗朶長經五寸 老尺間ニ植込ミノコト
厚三寸

西水路

各務郡 岩滝村

第老号	西水路	各務郡	岩滝村	
一築立長三拾五間五分	老割勾配	平均	高六尺二寸 中敷式丈式尺 敷三丈四尺四寸	
此坪百七拾式坪四合	全	斷	平均	高式尺五寸 馬三尺
同所并桁延長七拾老間	全	斷	平均	高老尺五寸 中敷式丈式尺 敷式丈五尺
此坪式拾七間老合	老割勾配	平均	高式尺五寸 馬三尺	
一築立長式拾三間	全	斷	平均	高式尺五寸 馬三尺
此坪式拾式坪五合	全	斷	平均	深老尺六寸 長九尺式寸 床六尺
同所并桁延長四拾六間	全	斷	平均	深老尺六寸 長九尺式寸 床六尺
此坪拾七坪六合	全	斷	平均	深老尺六寸 長九尺式寸 床六尺
一堀割長式百八間	全	斷	平均	深老尺六寸 長九尺式寸 床六尺

此坪七拾坪三合

同所并桁延長三百六拾間

卷割勾配

平均

高卷尺卷寸
敷四尺式寸

一堀割長五拾六間五分

全 斷

平均

深卷尺八寸
長九尺六寸

此坪貳拾貳坪

同所并桁延長七拾九間

全 斷

平均

高卷尺五寸
敷貳尺

此坪拾壹坪五合

一堀割七拾壹間五分

全 斷

平均

深貳尺八寸
長壹丈壹尺六寸

此坪四拾八坪九合

同所并桁延長四拾八間

平均

高 三尺
敷貳尺六寸

此坪九合

一築立六拾貳間

全 斷

平均

高七寸
敷貳丈貳尺四寸

此坪貳拾七坪四合

同所并桁延長百貳拾四間

全 斷

平均

高貳尺五寸
敷馬三尺

此坪四拾七坪四合

一橋前後道路延長拾八間

出来巾貳間卷割勾配

平均

高貳尺七寸
横壹丈四尺七寸

一道路付替長拾五間

此坪貳拾三坪四合

新古取合出来巾貳間
卷割五分勾配

平均

高五尺五寸
横壹丈貳寸 (尺分)

一橋前後道路長六間

此坪壹坪三合

出来巾八尺・卷割勾配

平均

高九寸
横八尺九寸

一同長六間

此坪壹坪五合

出来巾九尺卷割勾配

平均

高九寸
横九尺九寸

一同長貳間

此坪壹合

出来巾六尺卷割勾配

平均

高三寸
横六尺三寸

一土瓶七本

是ハ長壹丈四尺之處ニ遺フ

長貳尺
經八寸

水拔卷ヶ所

人夫壹人貳分

是ハ長壹丈四尺之處床土巾貳尺厚壹尺替土築固メ伏込ニ共壹人貳間伏

一土瓶拾貳本

是ハ長貳丈四尺之處ニ遺フ

長貳尺
經八寸

全

人夫貳人

是ハ長貳丈四尺之處床土巾貳尺厚壹尺替土築固メ伏込ニ共壹人貳間伏

合土坪五百四拾八坪貳合

堀割内 堀割百四拾壹坪貳合 但築立ニ用

築立四百七坪

内

百四拾壹坪貳合 堀割土

残坪式百六拾五坪八合
 筋芝^{巾六寸}面芝ヨリ五寸下次第式寸増裏水面迄表法先迄植込法先柳粗朶^{長五寸}長^{五寸}卷間ニ植込ミノコト
 厚三寸

各務郡 岩滝村

第式号

一堀割長百廿間	卷割勾配	平均	深八寸 長五尺六寸 床六尺
此坪拾八坪壹合	全断	平均	高卷尺九寸 馬五尺八寸 敷五尺八寸
同所并桁延長式百四拾間	全断	平均	高式尺四寸 中敷丈七尺四寸 敷丈七尺四寸
此坪四拾九坪四合	全断	平均	高式尺五寸 馬七尺七寸 敷七尺七寸
一築立長百拾四間五分	全断	平均	深卷尺壹寸 上口八尺式寸 床上口六尺
此坪五拾四坪式合	全断	平均	高卷尺四寸 馬四尺八寸 敷四尺八寸
一堀割長五間式分	全断	平均	高卷尺四寸 馬四尺八寸 敷四尺八寸
此坪壹坪壹合	全断	平均	高卷尺四寸 馬四尺八寸 敷四尺八寸
同所并桁延長拾間四分	全断	平均	高卷尺四寸 馬四尺八寸 敷四尺八寸
此坪壹坪四合	全断	平均	高卷尺四寸 馬四尺八寸 敷四尺八寸

一築立長四拾六間	全断	平均	高五尺四寸 中敷丈式尺八寸 敷三丈式尺八寸
此坪百八拾九坪壹合	全断	平均	高式尺三寸 馬四尺六寸 敷四尺六寸
同所并桁延長九拾貳間	全断	平均	高式尺三寸 馬四尺六寸 敷四尺六寸
此坪三拾五坪壹合	全断	平均	深三尺四寸 上口壹丈式尺八寸 床六尺
一堀割長三拾六間八分	全断	平均	高卷尺三寸 馬四尺六寸 敷四尺六寸
此坪三拾貳坪七合	全断	平均	高卷尺三寸 馬四尺六寸 敷四尺六寸
同所并桁延長拾壹間六分	全断	平均	高卷尺三寸 馬四尺六寸 敷四尺六寸
此坪壹坪四合	全断	平均	高卷尺三寸 馬四尺六寸 敷四尺六寸
一築立長三拾貳間九分	全断	平均	高四尺一寸 中敷丈式尺 敷三丈式寸
此坪九拾七坪八合	全断	平均	高式尺五寸 馬三尺八寸 敷三尺八寸
同所并桁延長六拾五間八分	全断	平均	高卷尺六寸 中敷丈三式寸 敷丈三式寸
此坪貳拾五坪壹合	全断	平均	高卷尺六寸 中敷丈三式寸 敷丈三式寸
一築立長三拾四間八分	全断	平均	高卷尺六寸 中敷丈三式寸 敷丈三式寸
此坪三拾三坪四合	全断	平均	高卷尺六寸 中敷丈三式寸 敷丈三式寸
同所并桁延長六拾九間六分	全断	平均	高卷尺六寸 中敷丈三式寸 敷丈三式寸
此坪拾九坪三合	全断	平均	高卷尺六寸 中敷丈三式寸 敷丈三式寸

一 築立長九拾四間	老割勾配	平均	高五寸 敷老丈八尺
此坪式拾四坪式合			
同所并桁延長百八拾八間	全	平均	高八尺 敷六尺
此坪四拾壹坪八合			
一 橋前後道路延長四間	出来巾六尺・老割勾配	平均	高五寸 横六尺五寸
此坪四合			
一 同長五間	出来巾九尺 全	平均	高七寸 横九尺七寸
此坪九合			
一 同長三拾間	全	平均	高四尺五寸 横老丈三尺五寸
此坪五拾坪六合			
一 同長拾三間	全	平均	高三尺八寸 横老丈三尺
此坪拾七坪八合			
一 同長拾式間	出来巾式間 全	平均	高老尺七寸 横老丈五尺七寸
此坪八坪九合			
一 同長七間	出来巾九尺 全	平均	高老尺 横老丈式尺
此坪式坪三合			
一 同長七間	出来巾六尺 全	平均	高老尺 横九尺

一 土瓶九本	長八寸 經八寸	水按老ヶ所
是ハ長式丈八尺之処床土巾式尺厚老尺替土築固メ伏込		
一 同三拾式本	長式尺 經老尺五寸	同
是ハ三丈式尺之処式通り床土築固メ伏込		
一 同拾六本	長式尺 經八寸	同
是ハ三丈式尺ノ処床土巾式尺厚老尺替土築固メ伏込		
一 同式拾四本	長式尺 經老尺	同
是ハ式丈四尺ノ処式通り床土巾式尺厚老尺替土築固メ伏込		
一 同拾式本	長式尺 經八寸	同
是ハ式丈四尺之処床土巾式尺厚老尺替土築固メ伏込		
一 同四拾本	長式尺 經老尺	同 式ヶ所
是ハ式丈之処式通りツツ床土巾三尺厚老尺替土築固メ伏込		
合土坪八百三拾坪四合		

堀割五拾壹坪九合 但築立ニ用
 築立七百七拾八坪五合
 内
 五拾壹坪九合 堀割土用
 残坪七百式拾六坪六合
 筋芝 經六寸 面芝ヨリ五寸下リ次第式寸増裏水面迄表法先迄植込法先柳粗朶 經五寸 長老尺五寸 老尺間ニ權込ミノコト

乙第宅号

一築立三拾五間五分

宅割勾配

平均

高六尺五寸
敷三丈四尺四寸

此坪百七拾貳坪四合

同所并桁延長七拾壹間

〃

平均

高六尺五寸
敷三丈四尺四寸

此坪貳拾七坪壹合

一築立長貳拾三間

〃

平均

高六尺五寸
敷貳丈五尺二寸

此坪貳拾貳坪五合

同所并桁延長四拾六間

〃

平均

高六尺五寸
敷貳丈五尺二寸

此坪拾七坪六合

一堀割長貳百八間

〃

平均

高六尺五寸
敷貳丈五尺二寸

此坪七拾坪三合

同所并桁延長三百六拾間

〃

平均

高六尺五寸
敷貳丈五尺二寸

此坪三拾四坪壹合

一堀割長五拾六間五分

〃

平均

高六尺五寸
敷貳丈五尺二寸

同所并桁延長七拾九間

宅割勾配

平均

高六尺五寸
敷貳丈五尺二寸

此坪拾壹坪五合

一堀割長七拾壹間五分

〃

平均

高六尺五寸
敷貳丈五尺二寸

此坪四拾八坪九合

同所并桁延長四拾八間

〃

平均

高六尺五寸
敷貳丈五尺二寸

此坪九合

一堀割百間

〃

平均

高六尺五寸
敷貳丈五尺二寸

此坪五拾坪壹合

同所并桁延長百四拾八間

〃

平均

高六尺五寸
敷貳丈五尺二寸

此坪六拾四坪壹合

一橋前後道路延長拾八間

出来巾貳間

平均

高二尺七寸
横宅丈四尺七寸

此坪拾九坪八合

一道路付替長拾五間

新古取合出来巾貳間

平均

高五尺五寸
横宅丈五寸(尺イ)

此坪貳拾三坪四合

一橋前後道路延長六間

出来巾八尺

平均

高九寸
横八尺九寸

此坪壹坪三合

一同長六間

出来巾九尺

平均

高九寸
横九尺九寸

此坪壹坪五合

各務郡岩滝村

一 間長式間
出来巾六尺・卷割勾配
平均
高三寸
横六尺三寸

岩滝村中
此坪卷合

一 土瓶七本
長式尺
經八寸

是ハ長卷丈四尺之処床土巾式尺厚卷尺替土築固メ伏込ミ
合土坪五百八拾七坪六合

内
堀割百九拾壹坪三合
築立ニ用

築立三百九拾六坪三合

内
百九拾壹坪三合

残坪式百五坪

筋芝^{經六寸}厚^{三寸}面芝ヨリ五寸下リ次第式寸増裏水面迄表法先迄植込法先柳粗朶^{經五寸}長^{卷尺五寸}卷尺間ニ植込ミノコト

第二号

一 堀割長三拾五間八分
卷割勾配

此坪五拾四坪七合
同所并桁及拾間

各 務 郡 岩 滝 村

平均
深五尺
上口卷丈六尺
床六尺

一 堀割長三拾間
五分勾配

此坪五拾九坪八合
同所堤取長九間七分

一 堀割長式拾八間五分
平均

此坪四拾八坪九合

此坪拾四坪三合
同所并桁延長三拾式間

一 堀割長式拾五間七分
平均

此坪貳百八拾八坪七合

一 堀割長百五間
平均

此坪百五拾壹坪貳合
同所并桁延長三拾六間

一 堀割長八間
平均

此坪拾貳坪六合

一築立長六拾間	五分勾配	平均	高卷尺四寸 敷式丈三寸八尺
此坪五拾貳坪三合	"	平均	高卷尺四寸 敷式丈三寸八尺
同所并桁延長百貳拾間	"	平均	高卷尺四寸 敷式丈三寸八尺
此坪四拾坪八合	老割勾配	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
一築立長百貳拾卷間五分	"	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
此坪九拾四坪	"	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
同所并桁延長貳百四拾三間	"	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
此坪六拾七坪五合	"	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
一築立長九拾四間	大宮村地内	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
此坪貳拾四坪貳合	"	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
同所并桁延長百八拾八間	"	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
此坪四拾坪八合	出来巾五尺	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
一橋前後道路延長貳間	"	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
此坪壹合	"	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
一同長三間	六尺	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
此坪五合	"	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
一同長拾貳間	"	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
此坪八坪九合	出来巾九尺・老割勾配	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
一同長七間	"	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
此坪貳坪三合	"	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
一同長七間	六尺	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
此坪壹坪七合	"	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
一土瓶九本	長貳尺 經八寸	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
是八長卷丈八尺之処床土巾貳尺厚卷尺替土築固メ伏込	長貳尺 經八寸	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
一同十四本	長貳尺 經八寸	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
是八長卷丈八尺之処前同斷	長貳尺 經八寸	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
一同貳拾四本	長貳尺 經八寸	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
是八貳丈四尺之処式通り	長貳尺 經八寸	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
一同拾貳本	長貳尺 經八寸	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
是八長卷丈四尺之処	長貳尺 經八寸	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
一同四拾本	長貳尺 經八寸	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
是八貳丈之処式通床土巾三尺厚卷尺替土築固メ伏込	長貳尺 經八寸	平均	高卷尺五寸 敷式丈四尺四寸
岩滝村紺屋裏	五分勾配	平均	法八尺三寸 厚卷尺三寸
一石積兩側延長六拾間	"	平均	法八尺三寸 厚卷尺三寸
此石拾六坪六合	"	平均	法八尺三寸 厚卷尺三寸
松木三拾本	長貳間 末口六寸	土木	法八尺三寸 厚卷尺三寸

是ハ石積延長六拾間之処ニ土木ニ遣フ
 松木九拾本 長四尺
 末口三寸

是ハ土木宅本ニ三本ツツ扣木ニ遣フ
 一石工

合土坪九百七拾坪九合

堀割六百三拾坪貳合
 築立三百四拾坪七合

築立ニ用

内
 百坪三合

堀割土用

残坪貳百四拾坪四合
 筋芝巾六寸面芝ヨリ五寸下り次第貳寸増裏水面マテ表法先迄植込法先柳粗築長五尺五寸 卷尺間ニ植込ミノ事
 厚三寸

各務郡 岩滝村

第二号

一堀割三拾五間五分
 此坪五拾四坪七合

堀割勾配

平均 深五尺 上口卷丈五尺 床六尺

同所并桁延長拾間

〃

平均 高三尺 馬式尺六寸 敷式尺六寸

一堀割長三拾間

五分勾配

平均 深七尺四寸 上口卷丈三尺四寸 床六尺

此坪五拾九坪八合
 同所堀取弘長九間七分

平均 高八尺 馬間貳分 敷九間 床三丈四尺貳寸

一堀割貳拾八間五分
 此坪四拾八坪九合

堀割勾配

平均 深貳尺貳寸 上口卷丈四尺 床六尺

此坪拾四坪三合
 同所并桁延長三拾貳間

〃

平均 高卷尺貳寸 敷四尺四寸

一堀割貳拾五間卷分
 此坪貳百八拾八坪七合

堀割五分勾配

平均 高貳丈卷尺九寸 上口七丈卷尺七寸 馬踏五間 床六尺

一堀割長百五間
 此坪百五拾卷坪貳合

堀割勾配

平均 深四尺八寸 上口卷丈五尺六寸 床六尺

同所并桁延長三拾六間
 此坪三坪

〃

平均 高卷尺 敷四尺

一堀割長八間
 此坪拾貳坪六合

〃

平均 深五尺卷寸 上口卷丈六尺貳寸 床六寸